

第6章

中小企業・地域・大学等への支援・施策

特許庁では、中小企業、地域、大学等のユーザーを様々な角度から支援しており、知的財産に関する情報の提供による支援、料金面からの支援、相談業務による支援等、各種支援施策を講じている。本章ではその概要を紹介する。

1 情報の提供による支援

(1) 産業財産権情報¹ の提供

① 産業財産権情報とは

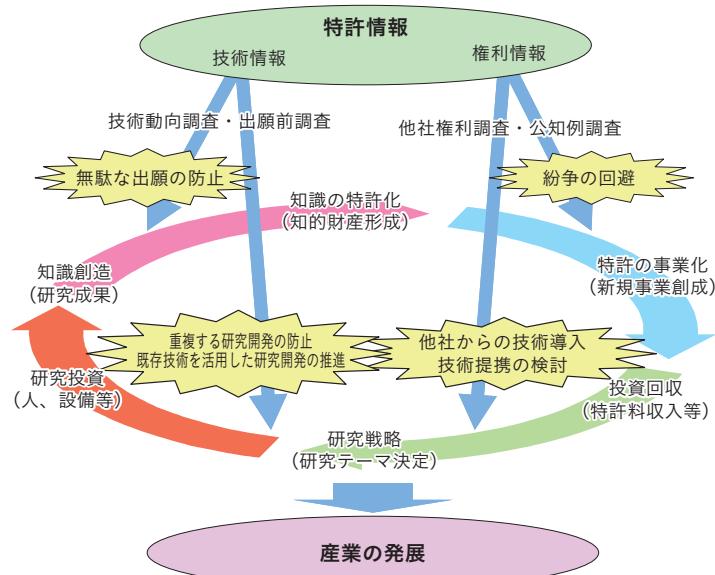
「産業財産権情報」とは、特許、実用新案、意匠、商標の出願や権利化に伴って生み出される情報である。産業財産権情報は、企業や研究機関等が、研究開発活動や技術の動向、デザインの動向、さらには、商品やサービスなどの市場動向等を把握する上で重要な役割を果たしている。そして、企業や研究機関等は、これを有効に活用することで、研究開発の重複防止、既存技術を活用した研究開発の推進、無用な紛争の回避等を図ることができる。このように、産業財産権情報の有効活用

は、知的財産の創造、保護及び活用を図る知的創造サイクルにおいて重要な鍵を握っている。特に、特許の出願や権利化に伴って生み出される特許公報等の「特許情報」は、産業財産権情報の中心であり、以下に示す技術情報と権利情報の両面を有している。

a. 技術情報

我が国の特許制度は先願主義を採用しているため、企業、大学、研究機関等で開発された技術はいち早く特許出願され、一定期間経過後に一般に公開されている。特許情報は、これら最先端の技術情報を素早くかつ網羅的

2-6-1 図 知的創造サイクルと特許情報



(資料)特許庁作成

1. 「特許情報」又は「知的財産権情報」と称される場合もある。

に把握することが可能な、技術情報の宝庫である。出願書類には、発明（技術）の内容を詳細に記載することが義務付けられており、また、特許情報は技術的な内容により、世界共通の体系である国際特許分類（IPC¹）及び我が国独自のより細分化された体系であるFI²、F タームで分類が付けられている。これらの分類等を利用して特許情報にアクセスすることにより、体系的な技術情報を入手することが可能である。

b. 権利情報

特許庁が発行する特許公報は、権利範囲が明示されているため、競合相手との権利関係を精緻に把握することが可能である。

②特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）

特許庁では、産業財産権情報がより幅広く簡便に利用される環境を整備するために、1999年3月にインターネットを通じて産業財産権情報を無料で提供する「特許電子図書館（IPDL）」サービスを開始した。その後、2004年10月にIPDLの運営はINPITへ移管され、利用者の利便性向上やサービスの拡充を図るため、毎年、新たなサービスや機能を提供してきた。

例えば、2013年9月には、中国特許和文抄録と中国特許英文抄録、中国実用新案和文抄録と中国実用新案英文抄録がそれぞれ同一画面で一括表示できる機能を追加した。また、2014年3月には、中国特許和文抄録のFI表示及び検索機能を追加した。これにより、公報テキスト検索において、中国特許文献をFIを用いてテキスト検索することが可能となった。

更に、産業財産権情報について、高度化、多様化するユーザーニーズに応えるべく、特許電子図書館を刷新し、新たな産業財産権情報提供サービス「特許情報プラットフォーム（英語名：Japan Platform for Patent Infor-

mation、略称：J-PlatPat）」の提供を2015年3月より開始した³。

J-PlatPatでは、主に明治以降発行された約10,030万件の特許・実用新案・意匠・商標の公報類や諸外国で発行された公報等を蓄積しており、文献番号、各種分類、キーワード等により検索することが可能である。さらに、審査・登録・審判に関する経過等の関連情報を文献番号等により照会することが可能である。また、J-PlatPatは、以下の特徴を有している。

- 充実した検索サービス
- 使いやすいユーザーインターフェース
- 中韓文献翻訳・検索システムへのリンク
- J-GLOBALとの連携
- 「色彩」や「音」等の新しいタイプの商標の検索サービス

このような産業財産権情報提供サービスを用いた検索回数は年々増加傾向にあり、産業財産権情報提供サービスを通じた産業財産権情報の積極的な利用が増すことにより、知的財産の創造、保護及び活用がより一層進むものと期待される。特許庁においても、将来的には、より幅広く充実したサービスを提供すべく、情報提供の迅速化、パテントファミリー情報の参照、外国特許庁や国際機関のサービスとの連携等の可能性も視野に入れて、更なる検討を進めていく。

2-6-2 図

特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）のトップページ



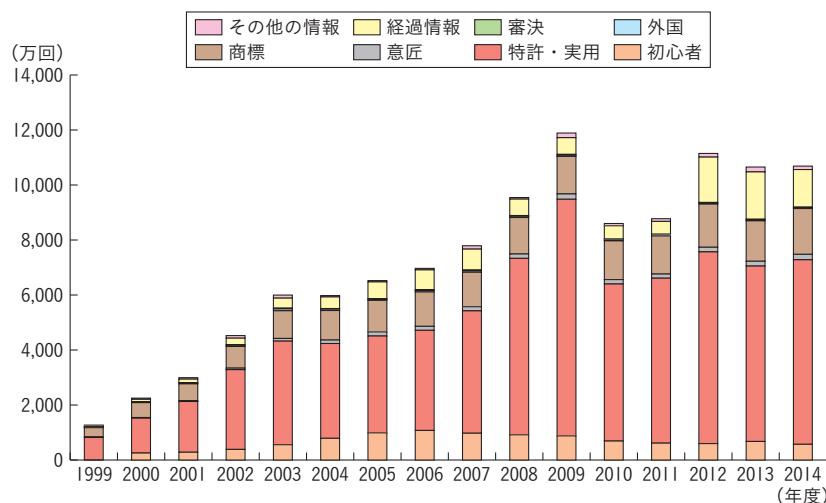
(資料)出典：INPIT

1. 第2部第1章2. (2) ④参照

2. File Index の略。IPC を基礎として細分類された日本国特許庁独自の分類。

3. なお、これに伴い、2015年3月末をもって、IPDLサービスの提供を終了している。

2-6-3 図 IPDL 検索回数の年度推移



(備考) 凡例は IPDL の検索カテゴリーに準ずる。

(資料) 出典: INPI

③中韓文献翻訳・検索システム¹

特許庁では、2015年1月に、中国語・韓国語の特許・実用新案文献の全文機械翻訳文を日本語でテキスト検索可能とした「中韓文献翻訳・検索システム」を構築し、審査官及び一般利用者に公開した（2014年11月から試行版を提供）。本システムにより、2003年以降に公開された、中国特許出願公開公報、中国特許公報、中国実用新案登録公報、韓国特許出願公開公報、韓国特許公報、韓国実用新案公開公報及び韓国実用新案登録公報の全文の機械翻訳文を、日本語で検索することが可能となっている。2015年3月末時点で約1,200万件の中国語及び韓国語の特許・実用新案文献が蓄積されている。

④海外特許庁・国際機関との産業財産権情報の交換及びその情報の活用

我が国特許庁は、五大特許庁（日本国特許庁・米国特許商標庁・欧州特許庁・中国国家知識産権局、韓国特許庁）間及び海外特許庁等との二庁間の合意に基づいて、産業財産権情報の定期的な交換を行っている。交換を通じて我が国特許庁が入手した産業財産権情報は、庁内で審査資料や先行技術の検索のため

のデータとして利用するのみならず、一部はJ-PlatPat等を通じて一般に公開・提供している。また、交換データを基に和文抄録データを作成²し、庁内外での活用を図っている。また、我が国への特許出願などが海外でも先行技術として適切に考慮されるように、我が国特許庁の保有する産業財産権情報を海外特許庁や国際機関へ定期的に提供している。

2013年6月に開催された五大特許庁長官会合においては、特許庁は、特許情報をマージナルコスト³又は無償で提供すべきとする基本原則について合意した。2014年7月から基本原則に基づくデータ交換が開始されており、今後、当該基本原則の枠組みを拡大させることを検討している。

⑤特許庁が保有するデータの一般提供⁴

現在、特許庁及びINPIでは、整理標準化データ、公開特許公報英文抄録(PAJ: Patent Abstracts of Japan)、米国・欧州・中国の公報の和文抄録等の各種データを作成している。これらの各種データは、審査資料として庁内で利用されるだけでなく、基礎データとしてJ-PlatPat等に蓄積され、一般向けの検索・照会サービスに活用されている。な

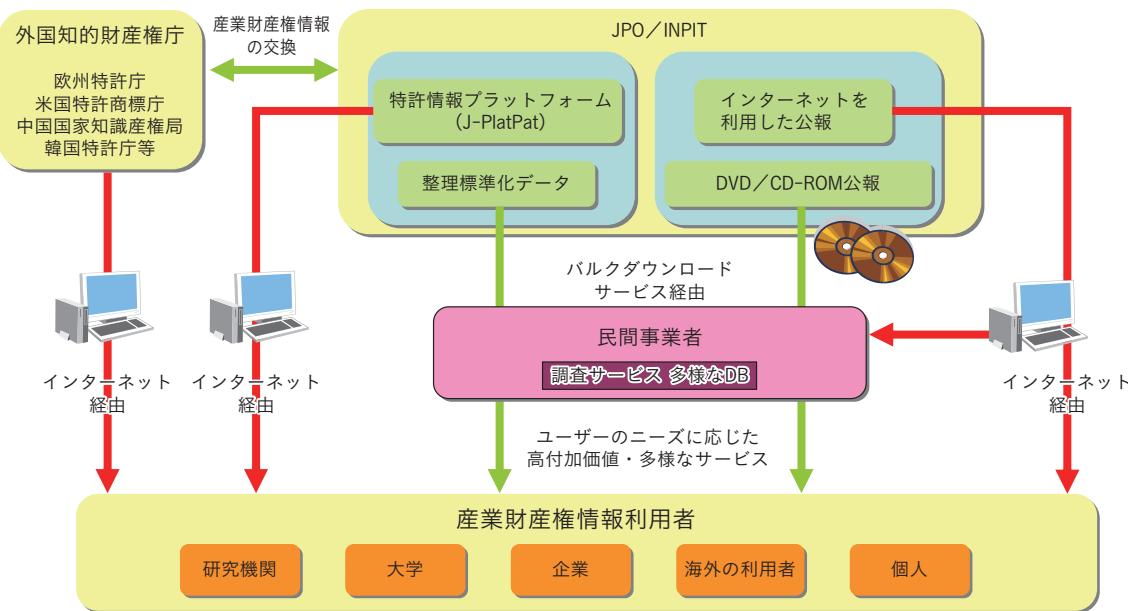
1. 第2部第1章2. ④参照

2. 第2部第1章2. ④参照

3. データの複製費用、データを格納する媒体の費用及び送付等のための追加的経費のみで、データ作成、メンテナンスを含まない費用のこと。

4. 特許庁の提供する主なデータの一覧は統計・資料編 第6章2. を参照のこと。

2-6-4 図 産業財産権情報の普及の流れ



お、産業財産権情報への多様なニーズに応えるために、民間の産業財産権情報サービス提供事業者¹等（以下「民間事業者」という。）に対して、以下のa～fのデータ等が提供されている。

a. 整理標準化データ

審査経過情報等の各種情報をXML形式などの一般に利用しやすい形式に変換・加工したもの。

b. 公開特許公報英文抄録（PAJ）

日本の公開特許公報の要約を人手で英語に翻訳したもの。書誌的事項・要約部・代表図で構成されている。

c. 欧米和文抄録データ

高度かつ広範囲な技術内容を網羅している米国特許明細書、米国公開特許明細書、欧州公開特許明細書の特許請求の範囲、明細書及び図面の記載内容を翻訳者が読解の上、発明の内容を要約して日本語にて抄録文を作成したもの。

d. 中国特許和文抄録データ

2010年以降に公開された中国特許出願公開公報の要約部分を人手で日本語に翻訳したもの。2014年度には2012、2013年に公開された中国特許の和文抄録を約89万件作

成した。

e. 中国特許FI、Fターム付与データ

2011年以降に公開された一部の技術分野の中国特許出願公開公報に日本分類（FI、Fターム）を付与したもの。2014年度には、2012、2013年に公開された中国特許出願公開公報の約10万件に対してFI、Fタームを付与した。

f. 中韓文献機械翻訳文データ

「中韓文献翻訳・検索システム」で提供している中国語及び韓国語の特許文献全文の機械翻訳文。対象文献は、2003年以降に公開された、中国特許出願公開公報、中国特許公報、中国実用新案登録公報、韓国特許出願公開公報、韓国特許公報、韓国実用新案登録公報である。2015年3月までに、約1,200万件の中国語及び韓国語の特許文献全文の機械翻訳文を作成した。

(2) 特許検索ポータルサイト

特許庁では、出願人等が先行技術文献調査を的確・効率的に行う一助となるように、産業財産権情報提供サービスの充実、各種説明会、検索エキスパート研修、審査官端末の開放、特許検索ガイドブックの作成等、各種の

1. 国内には、産業財産権情報サービスを提供する大小の様々な民間事業者が存在し、その数は200を超える。

2-6-5 図 特許検索ポータルサイト

I. 全技術分野共通の情報	II. 技術分野別的情報
<p>I. 特許制度の概要を知りたい。</p> <p>◆特許法と審査基準の知識</p> <ul style="list-style-type: none"> ・知的財産権制度入門テキスト ・特許法概論・審査基準 ・特許の審査基準及び審査の運用 ・優先権を伴う出願について <p>◆実用新案やPCT制度の知識</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実用新案登録出願の基礎的要件 ・PCT制度について <p>2. 先行技術調査の概要を知りたい</p> <p>◆特許出願前に必要な知識</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特許を出願する前にすることは？ <p>◆検索ツール</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特許情報プラットフォーム（J-PlatPat） <p>◆特許分類を用いた検索</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際特許分類、FI、Fタームの概要とそれらを用いた先行技術調査 ・検索の考え方と検索報告書の作成 ・特許文献検索実務（理論と演習） ・先行技術文献調査実務〔第三版〕 	<p>I. 分類の一次情報を知りたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・Fタームリスト・FI照会・IPC照会 ・FI改正情報 ・Fタームテーマコード一覧情報 ・IPC第8版分類表 <p>2. 欲しい分類を探すサポートツールを知りたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・分類の相関性を加味してFターム、FIを検索するツール ・分類の相関性を表示させるツール ・国内外の分類の対応関係参照ツール <p>3. 技術分野別の検索手法を知りたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・テーマ別検索ガイド ・特許検索ガイドブックへのリンク ・（参考）特許出願技術動向調査へのリンク

施策を実施してきた。

また、先行技術文献調査をサポートする関連情報を一元的に提供してほしいという出願人等からの要望に応えるため、2009年3月に「特許検索ポータルサイト¹」を特許庁ウェブサイト上に設置して試行を開始し、その後に寄せられた意見等を受けて2010年6月に本格運用を開始した。2011年7月には、本ポータルサイトのレイアウトを変更して、全ページの一覧性を持たせる等、利便性の向上を図った。

2013年4月には、FI、CPC等の分類の対応関係を参照するツールを新規に提供するなど、ポータルサイトの内容を充実させた。また、庁外関係者との意見交換会等を通じて本ポータルサイトの利用促進に努め、出願人等による特許検索・特許情報の利用をサポートした。出願人等からは、社内教育においても大変参考になる内容であり、活用しているとの声をいただいている。

今後も本ポータルサイトの記載内容の更新を引き続き行い、さらなる利便性の向上を図っていく予定である。

(3)新興国等知財情報データバンク²

新興国等知財情報データバンクは、新興国等でのビジネスに関する日本企業の法務・知的財産の担当者等を対象に、各国及び地域の知的財産情報を幅広く提供することを目的とする情報発信ウェブサイトである。

海外から商品等を輸入している企業、海外へ商品等を輸出している企業、海外の企業へ出資等をしている企業、海外の企業へ技術供与・ライセンスをしている企業、海外へ生産拠点・販売拠点等を設置している企業、あるいはこれから海外との取引を予定している企業へ、今後のビジネスで発生する、海外知的財産リスクを軽減又は回避し得る情報の発信を目指している。

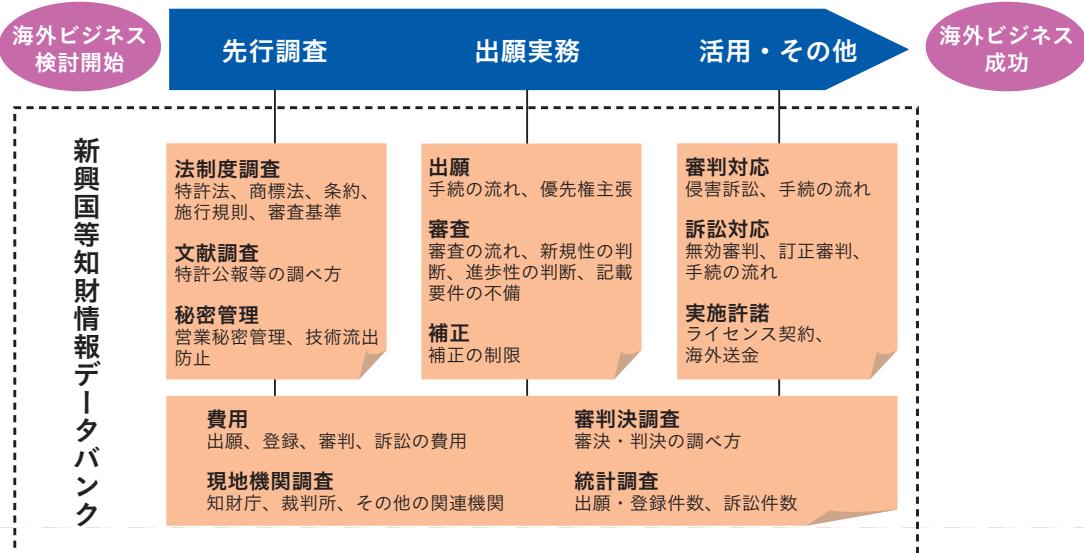
各種公開情報を収集するとともに、国内外の企業・法律事務所等へのヒアリング調査や、海外の特許事務所等と連携した情報収集等を実施し、分析・整理した上で記事を作成している。2014年度は、ASEAN、BRICs諸国等（主にインド、インドネシア、タイ、フィリピン、香港）を中心に記事を作成し、1,209件（2015年3月末現在）の記事を掲載している。

1. <http://www.jpo.go.jp/torikumi/searchportal/htdocs/search-portal/top.html>
2. <http://www.globalipdb.jpo.go.jp/>

毎週2回程度の頻度で新しい記事を掲載しており、新興国等知財情報データバンクの公式Twitter[®]でも掲載情報を発信している。また、本データバンク内の「お問い合わせ・

ご意見」のページより、情報収集を行うべき国・地域、テーマ等の意見や要望を受け付けている。

2-6-6図 新興国等知財情報データバンクのイメージ



Column 18

新興国等知財情報データバンクの掲載情報紹介

本コラムでは、新興国等知財情報データバンクに掲載されている記事の概要を一部ご紹介します。ご興味のある方は、是非下記 URL からアクセスください。

○専利（特許／実用新案／意匠）公報の調べ方—中国国家知識産権局（SIPPO）ウェブサイト

中国の専利（特許／実用新案／意匠）情報を取得するのに有用な検索サービスとして、中国国家知識産権局（SIPPO）が提供するウェブサイトがあり、誰でも無料でアクセス可能ですが中国語のみでのサービスとなっています。本稿では、実際の操作手順に沿った画面遷移の画像を用いて検索方法を紹介しています。

<http://www.globalipdb.jpo.go.jp/etc/1597/>

○台湾における冒認商標出願に対する対策

台湾では、先願登録主義をとっているため、先に商標出願した者に権利が付与されることになります。台湾と日本は交流が盛んであり、日本においては周知ではあるものの、台湾において一般的に知られていない商標が、台湾において他者により権利取得されてしまう可能性があります。このような場合に講じることができる対策を解説します。

<http://www.globalipdb.jpo.go.jp/judgment/8041/>

○インドにおけるロイヤルティ送金に関する法制度について

ロイヤルティの送金に際し、2010年の税法改正によって、外国企業側にPAN（基本税務番号）の取得が推奨されています。外国企業側はPANを取得することにより、徴収される源泉税率が軽減されます。

<http://www.globalipdb.jpo.go.jp/license/1389/>

○ブラジル国家衛生監督局（ANVISA）による事前承認に関する実務の現状

医薬品及び医薬品の製造方法に関する特許出願について、ブラジル知財庁（INPI）で審査が開始される前にANVISAによる事前承認が義務付けられており、現地専門家が実務情報についてわかりやすく解説します。

<http://www.globalipdb.jpo.go.jp/trend/7770/>

(4) 特許戦略ポータルサイト

2008年9月、企業の知的財産戦略の高度化に役立つ情報提供を行うため、特許庁ウェブサイト上に「特許戦略ポータルサイト¹」を開設した。特許戦略ポータルサイトは、特許庁が保有する情報のうち、国内外での権利化に役立つ情報、技術動向に関する情報、特許情報の活用に関する情報、各種調査やガイドライン等へのリンク集となっている。特許戦略ポータルサイトでは、特許出願・審査請求する際に役立つ情報として、「自己分析用データ」を提供している²。「自己分析用データ」には、自社における過去10年分の特許出願件数、審査実績等知的財産権情報が含まれる。2015年3月末時点で利用企業は約1,300社である。

(5) 情報提供によるその他の支援

①大学等向け公報固定アドレスサービス³

大学等における研究開発を支援するため、大学等の利用者に対し、IPDLの公報データに直接アクセスできる公報固定アドレスサービスを2007年1月に開始した。

なお、本サービスは、2015年3月末から提供している「特許情報プラットフォーム(英語名: Japan Platform for Patent Information、略称: J-PlatPat)」においても同様に利用可能となっている。

◇登録件数: 302件の大学等 (2015年3月末時点)

②開放特許情報データベース⁴

大学・公的研究機関、企業等が保有する知的財産権で、他者にライセンス又は権利譲渡する意思のある特許(開放特許)の有効活用により、新たなイノベーションの創出及び技術開発による権利化の支援を行うために、開放特許情報データベースにおいて開放特許の情報を提供している。

◇登録件数: 34,937件(2015年3月末時点)

(うち 企業: 6,985件、
大学・公的研究機関等: 27,952件)

③リサーチツール特許データベース⁵

ライフサイエンス分野におけるリサーチツール特許の使用を促進するため、大学・公的研究機関、企業等が保有するリサーチツール特許の情報をデータベース化し、「リサーチツール特許データベース」において情報を提供している。

◇登録件数: 556件 (2015年3月末時点)

(うち 企業: 26件、
大学・公的研究機関等: 530件)

④知的財産権取引業者データベース⁶

我が国における知的財産権取引ビジネスの振興及び知的財産情報活用のための環境整備の一環として、知的財産権取引を行う事業者から提供されたサービス内容等の情報をデータベース化し、「知的財産権取引業者データベース」において提供している。

◇登録件数: 171件 (2015年3月末時点)

1. http://www.jpo.go.jp/sesaku/tokkyosenryaku_01.htm
2. インターネットを通じてダウンロードできるようになっているが、利用に当たっては登録申込みとパスワードの発行が必要。特許戦略ポータルサイトでサンプルを見ることができる。
3. http://www.inpit.go.jp/j-platpat_info/othersinfo/fixed_gazette_url_for_university.pdf
4. <http://plidb.inpit.go.jp/PDDB/Service/PDDBService>
5. <http://plidb.inpit.go.jp/PDDB/Service/RTPatents/index.jsp>
6. <http://www.inpit.go.jp/katsuyo/db/agentsdb/>

2 料金面等における支援

(1)個人・中小企業を対象とした減免措置等

①特許料・審査請求料の減免措置

特許庁は、特許法、産業技術力強化法及び中小ものづくり高度化法¹に基づき、個人・法人及び研究開発型中小企業等を対象に、一定の要件を満たすことを条件として、特許料（第1年分から第10年分）等の減免措置を講じている。

また、2014年4月1日から、産業競争力強化法に基づき、中小ベンチャー企業、小規模企業等を対象に、一定の要件を満たすことを条件として、特許料（第1年分から第10年分）及び審査請求料の3分の2を軽減する措置²を講じている。

◇ 2014年度実績

○特許法に基づく支援

資力を考慮して定められた個人・法人に対する特許料・審査請求料の免除又は半額軽減措置。

- ・特許料の減免 : 2,449 件
- ・審査請求料の減免 : 1,478 件

○産業技術力強化法及び中小ものづくり高度化法に基づく支援

研究開発型中小企業等に対する特許料・審査請求料の半額軽減措置。

- ・特許料の軽減 : 15,301 件
- ・審査請求料の軽減 : 4,860 件

○産業競争力強化法に基づく支援

中小ベンチャー企業、小規模企業等に対する特許料・審査請求料の3分の2軽減措置。

- ・特許料の軽減 : 294 件
- ・審査請求料の軽減 : 3,239 件

②特許協力条約（PCT）国際出願に係る手数料の軽減措置・交付金制度³

特許庁は、2014年4月1日から、産業競争力強化法に基づき、中小ベンチャー企業、小規模企業等を対象に、一定の要件を満たすことを条件として、PCT国際出願に係る調査手数料・送付手数料及び予備審査手数料の3分の2を軽減する措置を講じている。

また、2014年4月1日から、中小ベンチャー企業、小規模企業等を対象に、PCT国際出願に係る手数料のうち、世界知的所有権機関（WIPO）に対する手数料（国際出願手数料及び取扱手数料）の3分の2を、手数料納付後の出願人からの申請により、「国際出願促進交付金」として交付する措置を講じている。

◇ 2014年度実績

○産業競争力強化法に基づく支援

中小ベンチャー企業、小規模企業等に対する調査手数料・送付手数料及び予備審査手数料の3分の2軽減措置。

- ・調査手数料・送付手数料の軽減 : 474 件

- ・予備審査手数料の軽減 : 9 件

○国際出願促進交付金による支援

中小ベンチャー企業、小規模企業等に対する国際出願手数料及び取扱手数料の3分の2を交付する措置。

- ・国際出願手数料及び取扱手数料の交付 : 367 件

(2)大学・TLO等を対象とした減免措置

①特許料・審査請求料の減免措置

特許庁は、TLO法⁴及び産業技術力強化法に基づき、大学・TLO等を対象に、一定の要件を満たすことを条件として、特許料（第

1. 中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律。

2. 平成26年4月から平成30年3月までに特許の審査請求を行う場合が対象

3. 平成26年4月から平成30年3月までに特許の国際出願を行う場合が対象

4. 大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律。

1年分から第10年分)及び審査請求料の2分の1を軽減する措置を講じている。

◇ 2014年度実績

○ TLO法に基づく支援

承認TLO及び認定TLOに対する特許料・審査請求料の半額軽減措置。

・特許料の軽減 : 670件

・審査請求料の軽減 : 183件

○産業技術力強化法に基づく支援

大学及び大学研究者に対する特許料・審査請求料の半額軽減措置。

・特許料の軽減 : 3,520件

・審査請求料の軽減 : 3,545件

3 相談業務による支援

(I) ワンストップによる解決支援（知財総合支援窓口）

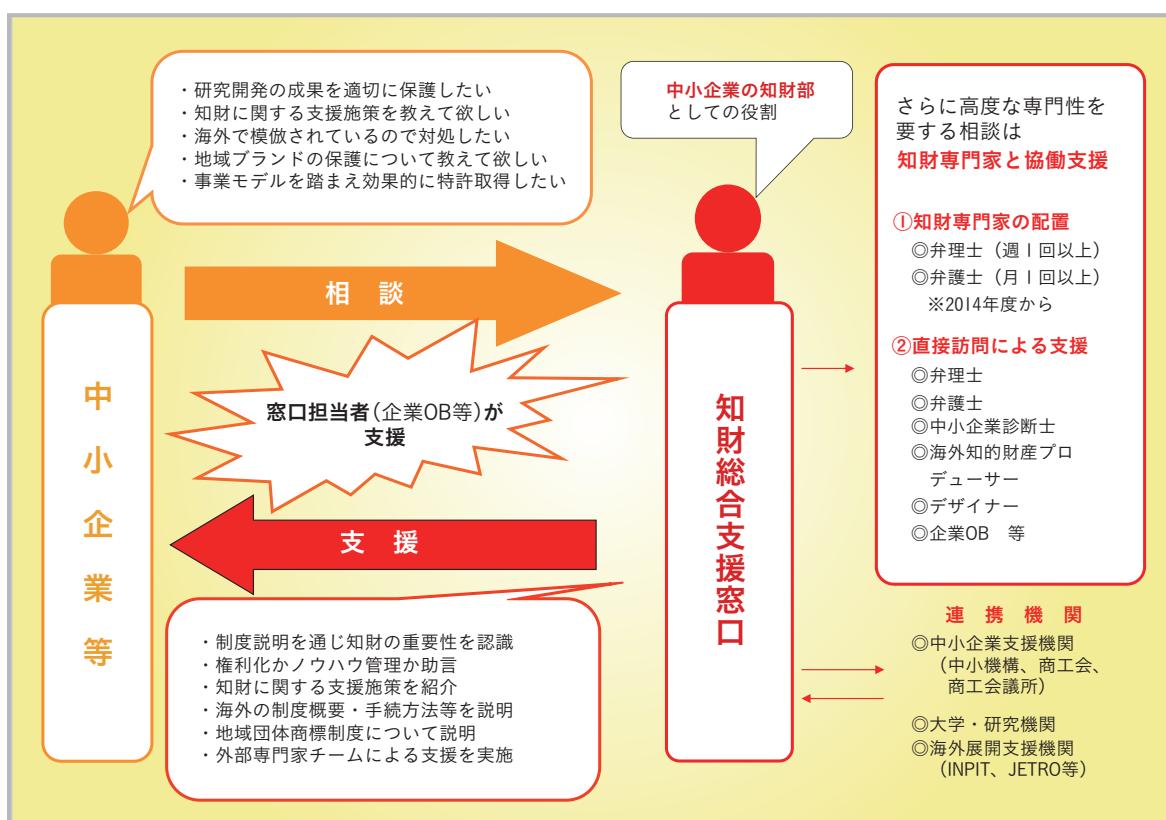
「知財は敷居が高く相談に行きにくい」「どこへ相談に行けばいいか分からぬ」という中小企業の声を踏まえ、2011年度から、知的財産に関する悩みや課題に関する相談を一元的に受け入れる「知財総合支援窓口」を都道府県ごとに設置している。

知財総合支援窓口では、無料・秘密厳守で、知的財産に関するアイデア段階から事業展開、海外展開までの様々な課題等に対し、関係する支援機関とも連携し効率的な解決を図るとともに、専門性の高い課題等に対応するため、知的財産に関する様々な専門家を活用している。2014年度からは、知財総合支援窓口のワンストップサービスを充実すべく、

全国47都道府県の各窓口に、知的財産の専門家である弁理士を週1回以上、弁護士を月1回以上配置している。その他にも、専門家が企業を訪問して以下のような支援を行っている。

- ・弁護士が、知的財産に関する訴訟や契約（秘密保持契約、共同開発契約等）に関しアドバイス
- ・企業OBや中小企業診断士が、企業戦略や経営戦略を踏まえた知財戦略に関しアドバイス
- ・デザイナーや意匠・商標弁理士が、デザインやブランド戦略に関しアドバイス
- ・海外展開や訴訟の実務に精通している弁理士、弁護士によるアドバイス

2-6-7図 知財総合支援窓口における相談対応



知財総合支援窓口では、例えば次のような支援を実施している。

①知財戦略に関する支援

社内で生まれた新しい発明やノウハウについて、特許等の権利取得による保護や、営業秘密として秘匿化することによる保護についての説明。技術動向や企業戦略・経営戦略の観点も踏まえた知的財産を保護するための手法のアドバイス。

②特許出願などの手続支援（電子出願支援を含む）

特許等の産業財産権制度に係る出願や登録、中間手続などの手続方法の説明や電子出願ソフトを利用した電子出願に係る手続方法の説明等。

③先行技術文献等に関する調査支援

特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）を活用した、既に特許等について出願されている、又は権利化されている内容等の検索・操作方法の説明。

④ライセンス契約、技術移転に関する支援

企業等が保持する技術の活用に向けたライセンス契約に関する契約書のひな型の提供や注意事項等の説明。

⑤模倣品・侵害対応に関する支援

海外における中小企業等の模倣品、侵害訴訟に関する連携機関の支援紹介や専門家による侵害対応に関する助言等の支援。

⑥海外展開に関する支援

海外で知的財産権を取得する際の外国出願に係る費用助成事業等の支援施策の紹介や外国の企業との知的財産に関するライセンス契約に関する専門家による助言等の支援。

⑦デザインやブランド戦略に関する支援

デザインやブランドコンサルタントや意匠活用ノウハウを有する弁理士等の専門家を活用した商品開発時からの知財活用マインドの導入や商品販売時の戦略的な意匠登録出願に関する支援。

⑧知的財産を活用していない中小企業等の発掘及び知的財産活動の啓発に関する支援

知的財産を有効に活用出来ていない、又はこれから活用しようとする中小企業に対して、知的財産を有効活用するためのアドバイスや社内啓発活動の支援。

⑨知的財産に関する各種支援施策の紹介

中小企業が利用可能な知的財産関連の支援施策の紹介、支援内容、手続方法の説明。

◇ 2014年度実績

支援件数：146,612件



「知財ポータル¹」では、都道府県の知財総合支援窓口の設置場所や支援事例を掲載しています。

1. <http://chizai-portal.jp/>

Column 19

知財総合支援窓口～中小企業の知財活動を一気通貫で支援～

「新しく開発した技術をどう守ればよいのか？」という相談のために窓口を訪れた中小企業に対し、当時の相談内容から発展して、自社技術のライセンス契約や海外展開、知財・経営戦略に関する支援にまで発展するケースもあります。その際、企業知財部OBや中小企業の知財支援に長年携わっている者など、経験豊富な支援担当者がアドバイスを行うとともに、解決すべき課題に合わせ、弁理士や弁護士等の専門家をコーディネートして企業へ派遣します。ここでは、窓口での知財支援を活かし、ビジネスで活躍する中小企業の事例をご紹介します。

○複数の専門家を段階的に活用し、製品化

脚や膝、骨盤など全身の関節の歪みのメカニズムを科学的に分析し、整形外科やリハビリテーションに関する商品を開発する広島県広島市の株式会社GLAB（従業員3名、資本金2百万円）は、リハビリ補助具の製品化を目指しており、窓口が県の支援機関と連携し支援することになりました。まず、試作品の精度を高める観点からデザイナーを派遣し、設計や金型製造の契約に関する提案などを行いました。その後、類似品を阻止するためデザインを法的に保護する必要性が明らかになったため、意匠に強い弁理士が意匠権を取得するための支援を行いました。さらに、海外への事業展開の検討に合わせ、外国出願や外国における契約や製造物責任に関する制度に精通した弁護士が助言し、準備を進めました。また、県の助成制度を紹介し、同社の資金確保に役立てました。

こうして、窓口が支援し、製品化された商品は、スポーツ選手のトレーニングやリハビリの補助として、また、出産後の女性の骨盤矯正用として幅広く利用されています。



骨盤と胸郭に装着し、姿勢矯正下での筋肉運動を行うための運動補助具

○外国企業との共同開発・海外展開を支援

大阪府松原市の株式会社中島重久堂（従業員14名、資本金1千万円）は、国内唯一のプラスチック小型鉛筆削り専門メーカーです。同社がタイ企業との共同開発を進めるにあたり、窓口が支援することになりました。まずは、共同開発でのリスクを考慮し、役割分担や知的財産の取り扱いを明確化するため、独立行政法人工業所有権情報・研修館（INPIT）の海外知的財産プロデューサーを活用し、共同開発契約と秘密保持契約を締結するための支援を行いました。また、今後の海外展開に向け、企業名のグローバルブランドを取得するようアドバイスを行い、弁理士を派遣し、国内外の商標出願戦略とブランド戦略について助言しました。さらに、海外展開のためのビジネスモデル構築を提案し、弁理士を交え、特許調査手法の指導や事業展開に関する検討を行いました。

このような、窓口や専門家の支援を活用した同社の今後の事業展開が期待されます。



成形材料・刃物・ビスに至るまで、日本製を使用し、社内で設計から製造までを一貫して行う

(2) 出願手続・産業財産権に関する相談

① 産業財産権相談窓口¹

アイデアがあるものの、どのようにすれば権利化できるか分からず、特許等の出願をしたいが手続方法が分からず等の産業財産権の手続に関する相談を、独立行政法人工業所有権情報・研修館（INPIT）において無料で受け付けている。

相談については、窓口、電話、電子メール、文書（手紙、ファックス）にて行うことができる。

◇ 2014年度実績

相談件数：27,051件

窓口相談 平日 9:00～17:45

（受付は 17:30まで）

電話相談 TEL03-3581-1101

（内線 2121～2123）

（平日 8:30～19:00）

② 産業財産権相談サイト²

産業財産権相談サイトは、産業財産権に関する基本的な情報や出願から登録、審判までの手続に必要となる情報を FAQ 形式で提供しており、これらの情報はキーワードによる検索も可能となっている。また、最も問合せが多い商標については、「かんたん商標出願講座」として、動画で分かりやすく解説しているほか、各種申請様式（様式見本）や記入例等、手続に関する最新の書類をダウンロードすることも可能である。

なお、同サイトで解決できない質問についてはサイト上の入力フォーム等を通じて直接相談窓口に問合せをすることもできる。

◇ 2014年度実績

アクセス数：278,142件



産業財産権相談サイトトップページ

(3) 営業秘密・知財戦略に関する相談

近年、イノベーション手法の変化や新興国企業の技術力向上に伴う産業構造のパラダイムシフトにより、企業が生み出した技術について、他社に使わせるオープン戦略と自社で独占するクローズ戦略とを適切に組み合わせる等、より複雑かつ高度な知財戦略を策定することが重要となっている。

特許庁は、こうした企業の知財戦略の複雑化や高度化への対応を支援するため、中小企業等からの営業秘密・知財戦略に関する相談を受け付ける体制の整備を進めてきたところ、2015年2月2日、INPITに「営業秘密・知財戦略相談窓口」～営業秘密 110番～³を設置した。

「営業秘密・知財戦略相談窓口」では、中小企業等において生み出された技術について、特許としての権利化、営業秘密としての秘匿化を含むオープン・クローズ戦略等の具体的な知財戦略に加え、秘匿化を選択した際の営業秘密の管理手法、また営業秘密の漏えい・流出への対応等に関する相談に、経験豊富な企業OBや弁護士等の知財専門家が対応している。

また、全国にある知財総合支援窓口とも連携することにより、各地の中小企業等が気軽に専門家に相談することを可能にしている。さらに、営業秘密の漏えい・流出に関する被害相談については警察庁と、サイバー攻撃な

1. 産業財産権相談窓口 http://www.inpit.go.jp/consul/consul_about/index.html

2. 産業財産権相談サイト <http://faq.inpit.go.jp/>

3. 営業秘密・知財戦略相談窓口 <http://www.inpit.go.jp/katsuyo/tradesecret/madoguchi.html>

営業秘密・知財戦略ポータルサイト <http://www.inpit.go.jp/katsuyo/tradesecret/index.html>

ど情報セキュリティに対する相談については独立行政法人情報処理推進機構(IPA)と連携するなど、関係機関と協力して対応している。

窓口相談 平日 9:00~17:45

(受付は 17:30まで)

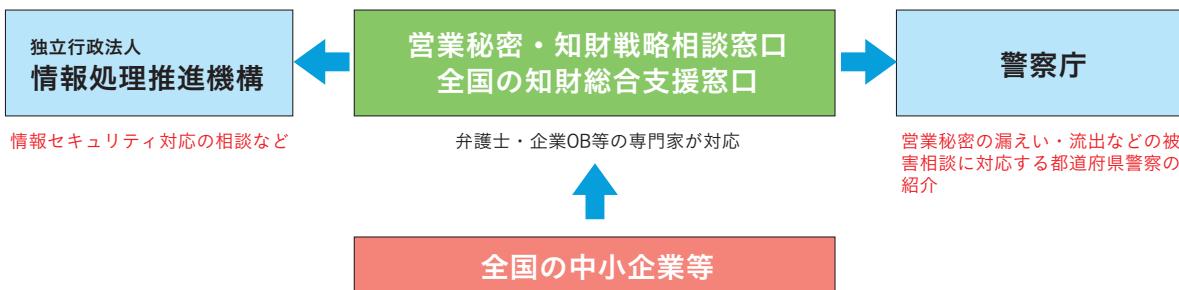
電話相談 TEL 03-3581-1101

(内線 3844)

(平日 9:00~17:45)

(受付は 17:30まで)

2-6-8 図 知財総合支援窓口と関係機関との連携



(4) 海外展開に関する相談

海外展開知財支援窓口¹では、海外での事業展開を考えている企業等に対して、ビジネスの形に応じた様々な知財リスクについてのアドバイスを行い、ビジネス展開に応じた知的財産の権利化や、取得した権利を利益に結びつけるための活用の方法について、海外駐在経験や、知的財産実務経験が豊富な民間企業出身の専門人材である海外知的財産プロ

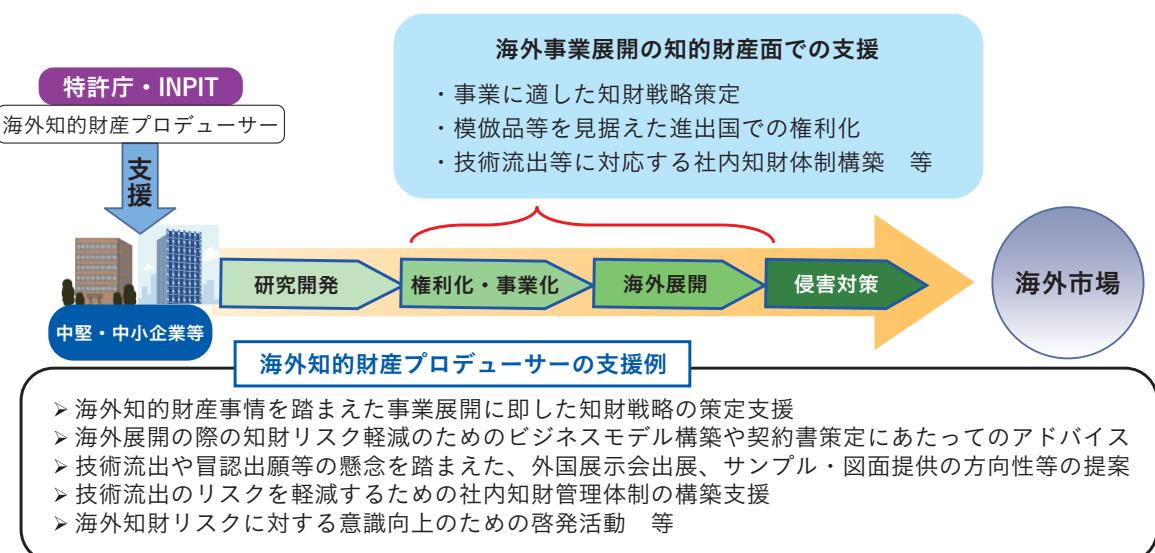
デューサーが支援を行っている²。全国にある知財総合支援窓口とも連携しており、相談内容に応じて海外知的財産プロデューサーによる支援を受けることを可能にしている。

お問い合わせ先

TEL 03-3581-1101 (内線 3823)

(平日 9:00~17:30)

2-6-9 図 海外知的財産プロデューサーによる支援



1. 海外展開知財支援窓口 <http://www.inpit.go.jp/katsuyo/gippd/gippd00005.html>
海外知的財産活用ポータルサイト <http://www.inpit.go.jp/katsuyo/gippd/index.html>

2. 第2部第6章4.(1)参照

(5) その他の相談

①特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）に関する相談

J-PlatPat¹ の各種検索サービスの操作・利用について、J-PlatPat ヘルプデスクにおいて専門スタッフが相談を受け付けている。



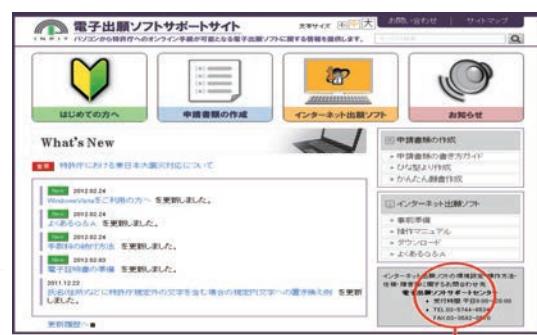
J-PlatPat ヘルプデスク
TEL 03-6666-8801 (平日 9:00~21:00)

②電子出願に関する相談

ウェブサイト上に開設した「電子出願ソフトサポートサイト²」において、申請書類の書き方ガイドやよくある Q&A 等、電子出願に役立つ情報を提供している。また、電子出願の具体的な操作方法等について、電子出願ソフトサポートセンターにおいて専門スタッフが相談を受け付けている。

◇ 2014 年度実績

相談件数：10,350 件



電子出願ソフトサポートセンター
TEL 03-5744-8534 (平日 9:00~20:00)

1. <https://www.j-platpat.ipst.go.jp> 第2部第6章 I. (1)②参照
2. <http://www.ipst.go.jp/pcinfo/support/index.html>

Column 20

INPIT 知財活用支援センターの設置

独立行政法人工業所有権情報・研修館（INPIT）においては、これまで、一般ユーザーや中小企業からの産業財産権に関する相談や企業活動の支援依頼に対応すべく、工業所有権相談室（相談部）や営業秘密・知財戦略相談窓口の設置、海外知的財産プロデューサー事業等が実施されてきました。

最近では、知的財産に関する意識の高まりや経営のグローバル化を背景に、企業の経営戦略と結びついた高度かつ複雑な相談・支援の依頼が多く寄せられるようになってきています。

INPIT では、このような状況を踏まえ、経営課題と深く関わる知的財産に関する各種相談や高度な支援依頼にも効果的に対応するため、平成 27 年 4 月に「知財活用支援センター」を新たに設置しました。同センターには、

- ①「産業財産権相談窓口」（出願手続や産業財産権制度一般に関する相談窓口）
- ②「営業秘密・知財戦略相談窓口」（営業秘密の管理手法や知財戦略等に関する相談窓口）
- ③「海外展開知財支援窓口」（海外進出に際して、海外知的財産プロデューサーが知財面からアドバイスを提供する支援窓口）

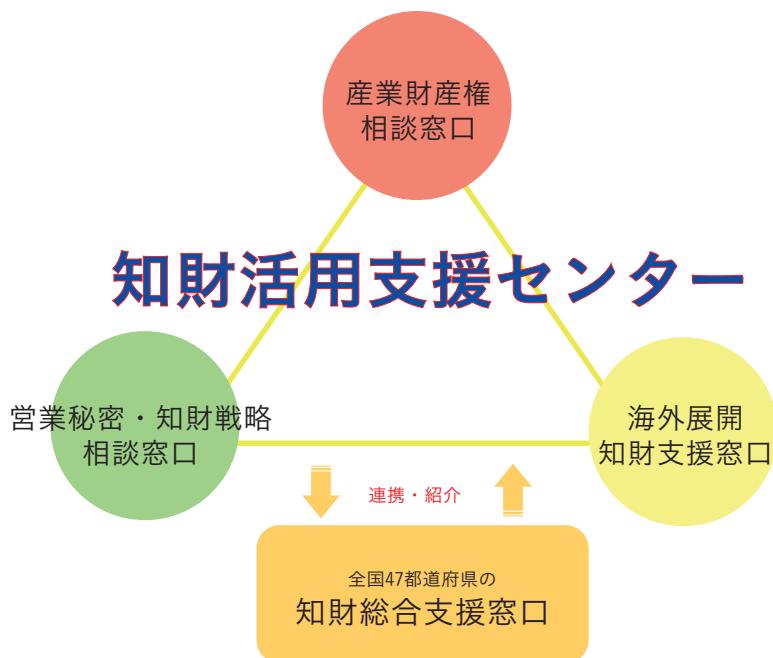
を配置し、さらには全国の「知財総合支援窓口」との連携体制を強化し、窓口相互のシナジー効果により、中小企業の皆様の高度かつ複雑な相談・依頼に対応しています。

また、知財活用支援センターでは、「営業秘密・知財戦略セミナー」、「海外知的財産活用講座」等のセミナー開催も実施しており、それらの同時開催やセミナー後の無料相談会等も企画しています。

INPIT は、特許庁の「業務運営計画」において「中小企業等に対する中核的な知財支援実施機関」と位置づけられております。知財活用支援センターは、産業財産権相談窓口、営業秘密・知財戦略相談窓口、海外展開知財支援窓口、セミナー開催等を通じて中小企業等の皆様のご期待に応えてまいります。

■知財活用支援センターのポータルサイト

<http://www.inpit.go.jp/about/profile/gaiyou/siencenter00002.html>



4 専門人材による支援

我が国産業の国際的な競争力を保持しつつ持続的な発展を実現していく上では、イノベーションの促進を効率的に進める必要があり、創出される知的財産を戦略的に保護・活用する知的財産戦略が極めて重要である。このため、特許庁・INPITでは、専門人材を適所に配置し、企業や大学等の知的財産マネジメントを支援している。

(I) 海外知的財産プロデューサー派遣事業

海外展開において刻々と変化するビジネスのステージに応じ、知的財産リスクへの対応やライセンスといった知的財産の活用等の知的財産全般のマネジメントが必要になる。このような海外進出先の情勢や制度、事業目的・内容に応じた、知的財産権の取得・管理・活用、海外市場への技術移転支援、知的財産戦略の策定等、知的財産全般の多様なマネジメントの支援のため、2011年度から、海外駐在経験、知的財産実務経験が豊富な民間企業出身の専門人材を海外知的財産プロデューサーとしてINPITに配置し、関係機関と連携しながら中堅・中小企業等に対する支援を行っている。2012年度からは、独立行政法人 中小企業基盤整備機構との連携を強化するなど、関係機関との連携を拡大している。

具体的には、海外知的財産プロデューサー

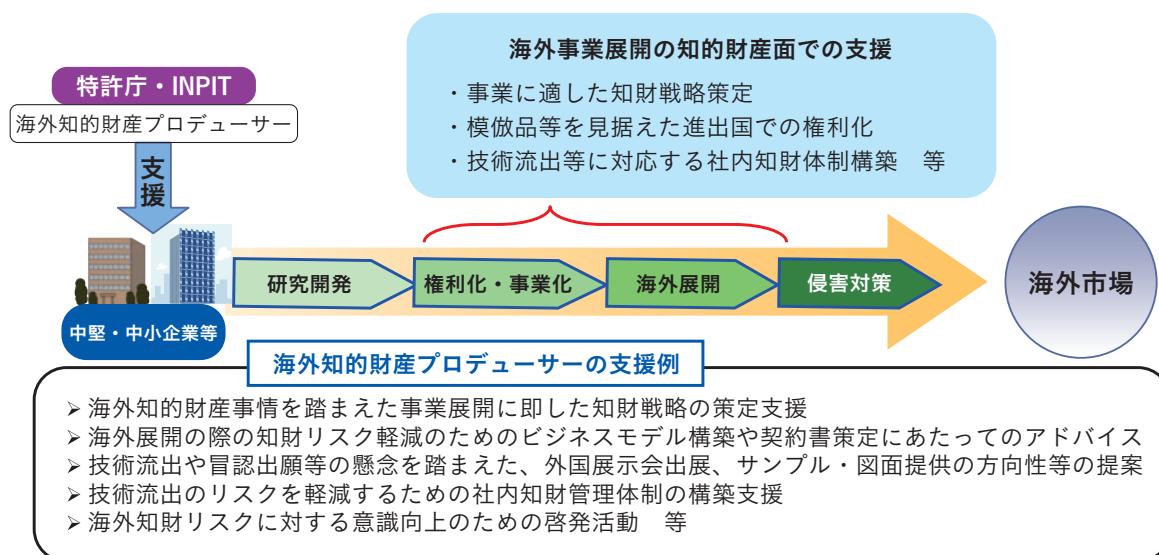
は、海外での事業展開を考えている企業等に対して、ビジネスの形に応じた様々な知的財産リスクについてのアドバイスを行い、ビジネス展開に応じた知的財産の権利化(例えば、どのような権利をどの地域で取得するべきか)や、取得した権利を利益に結びつけるための活用の方法(例えば、企業の海外進出目的や保有する知的財産に合わせたビジネススキームの提案)について支援している。

また、海外知的財産プロデューサーは、海外ビジネス上の様々な知的財産リスクやビジネスと知的財産の関係について理解を広げるための講演も行っている。

◇ 2014年度実績

支援企業等 241者
講演等 67回

2-6-10図 海外知的財産プロデューサー派遣事業



Column 21

海外知的財産プロデューサー事業のご紹介

海外知的財産プロデューサー 久永道夫

2011年4月、企業、特に小規模企業、中小企業及び中堅企業の海外進出を知的財産の面で支援すべく、海外知的財産プロデューサー事業がスタートし、2015年4月から5年目に入りました。これまでの支援件数は累計で約800件になりました。

本稿では、海外知的財産プロデューサー（以下、「海外知財PD」）が、企業の海外進出をどのように支援しているかについて簡単にご紹介致します。

◆企業目線で支援します

小規模企業、中小企業及び中堅企業では、大企業と比べて、人、モノ、金及び情報という経営資源に制約があり、加えて海外進出に伴う知的財産に係る課題の把握やリスク対策が必ずしも十分ではないというのが実情ではないでしょうか。

海外知財PD事業では、知的財産分野での長年の経験と知的財産マネジメントの担当として海外駐在経験を有する企業出身者である海外知財PDが、支援をご依頼される企業に伺い、このような課題やリスクを網羅的に説明するとともに、各企業の状況、体制に合わせて、具体的な対応策を提案しています。

◆様々なご相談内容に対応します

海外進出形態は、展示会への出展、製品輸出、生産委託、特許・ノウハウのライセンス、合弁事業、ウェブを利用した越境取引に至るまで、多岐に亘りますが、特に多いご相談は技術流出防止策、模倣品対策、特許・ノウハウのライセンス及び進出形態に関するものです。

技術流出防止策に関するご相談の場合には、本社における技術情報の層別管理の必要性や現地従業員に対する教育を含め、進出先における具体的な秘密管理手法等について助言します。

模倣品対策に関するご相談の場合には、対策実務の経験に基づき、現地での商標登録の必要性や調査会社の活用を含め、費用対効果を考慮しつつ、対策について助言します。

特許・ノウハウのライセンスに関するご相談の場合には、相手方を事前に調査することの必要性、契約スキームの選択肢、ライセンスの対象、対価回収の考え方、契約リスク等について助言します。

進出形態に関するご相談の場合には、目的、経緯、知的財産権の登録状況や技術を含む経営資源を確認の上、進出形態について助言します。確認の結果、知的財産に係るリスクに鑑み、進出形態を再検討頂いた方が良い旨踏み込んで助言することもあります。

◆日本企業の技術と知的財産を守りたい

海外事業を通じて会社を飛躍させたい、自社製品を海外に知らしめたい、といった思いを持った小規模企業や中小企業による海外進出が増えています。

日本には企業が約410万社（4,128,215社（『日本の統計2015』総務省統計局））ありますが、その大半は小規模企業及び中小企業です。従って、今後多くの企業が海外進出する筈であり、そのような企業は知的財産に係る様々な課題やリスクを抱える可能性があります。

私たち海外知財PDは、そのような企業の技術と知的財産を守り、海外事業を成功に導くための一翼を担いたいと願っています。是非、海外知財PD事業をご活用下さい。

(2) 知的財産プロデューサー派遣事業

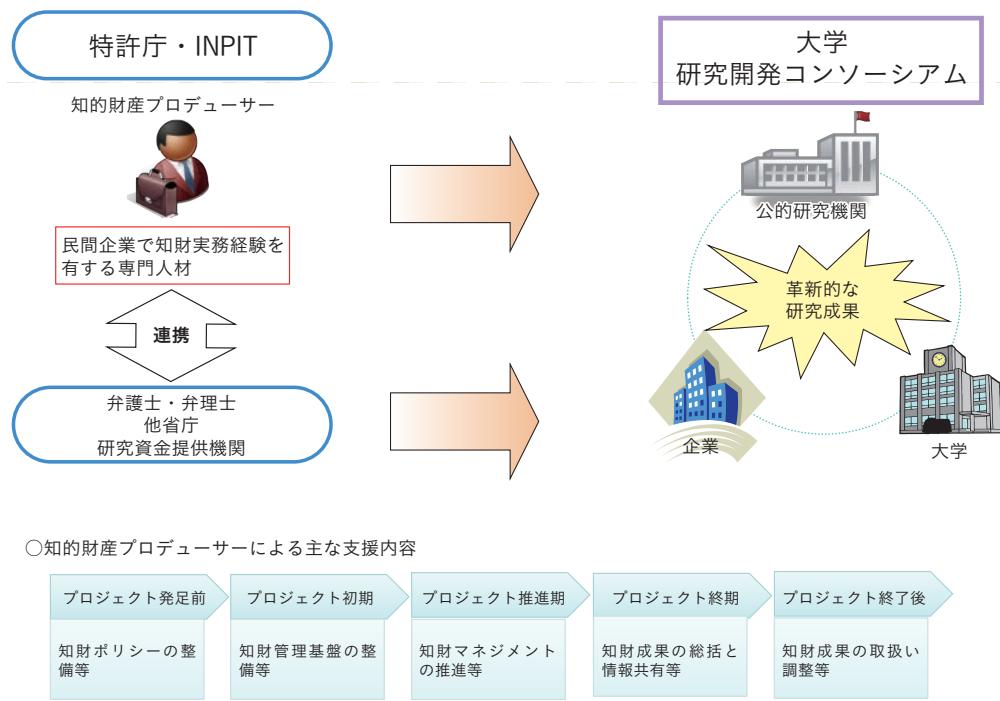
公的資金が投入された研究開発コンソーシアムや大学には、革新的な研究成果の創出や国際競争力の向上が期待されている。我が国のイノベーションの促進に寄与することを目的とし、研究開発プロジェクトを推進する研究開発機関等を対象に、知的財産の視点から、成果の活用を見据えた戦略の策定、研究開発プロジェクトの知的財産マネジメント等を支援するため、企業での知的財産実務経験等を有する専門人材である知的財産プロデューサーをプロジェクトの初期段階から派遣している。

具体的には、プロジェクト発足前では知財ポリシーの策定支援、プロジェクト初期では知的財産に関する意思決定機関の設置や規程類の制定支援、プロジェクト推進期では戦略的な特許等取得のための支援や、そのための国内外の知的財産情報の収集・分析支援、プロジェクト終期ではプロジェクト全体で獲得した知財成果の総括と情報共有の支援、プロジェクト終了後では知財管理主体における知財管理・活用の支援を行っている。

◇ 2014年度実績

派遣：延べ 34 プロジェクト

2-6-11 図 知的財産プロデューサーの業務の例



Column 22

E-SKIN の社会実装に向けて ～JST/ERATO 染谷生体調和エレクトロニクスプロジェクトにおける知財活動～

研究総括（東京大学大学院 教授） 染谷隆夫

●プロジェクトの概要

当プロジェクトでは、有機デバイスの柔らかさを生かすことで、生体とエレクトロニクスが調和したバイオ有機デバイスの実現を目指しています。これまでに、世界で最も軽くて薄い有機トランジスタ電子回路、有機LED及び有機太陽電池の開発に成功しました。こうした半導体部品を超薄型の高分子フィルムに製造する技術を活用して、生体情報の計測と生体刺激が可能なウェアラブル／インプランタブルデバイスへの応用を進めています。

特に、フレキシブルで伸縮性のある配線材料技術と体に直接貼ることができる粘着性ゲルがパターン形成されたシート型電子回路技術を融合したE-SKIN（登録商標）は、皮膚感覚で多点計測が可能なテキスタイル型生体センサーとして、保健・医療・福祉のIT化など新たな産業を創出し社会変革をもたらすものと期待しています。

●知財保護と活用への取組

大学における問題点として、知財人材不足や特許への関心の低さなどに起因して、発明発掘から権利化・活用に至る一貫した取組が十分ではないとの指摘があります。そこで、プロジェクト開始当初から知財マネジメント体制を整備して、知的財産の保護と活用に力を注いできました。さらに本田卓知的財産プロデューサーが加わったことで、知財マネジメントの戦略的な推進が可能となりました。

特許と市場の調査は継続的に実施しており、企業への訪問ヒアリングなどにより技術ニーズを把握しています。これらの調査結果に基づいて特許ポートフォリオ形成に向けた知財戦略を策定し、適宜、最適化を図っています。

知財保護の観点では、論文投稿などの時点で発明届が提出されるのを待つのではなく、研究の早い段階から研究者へのインタビューなどにより発明を発掘する仕組みを取り入れました。これにより取りこぼしをなくし、先行技術調査も踏まえた強い特許の取得が可能になっています。このような取組を通してプロジェクト全体の知財マインドが高まり、研究者から特許出願の提案が出るようになったことは大きな成果です。発明は既に多数生まれていますが、事業化視点の評価項目を厳しく点検しており、防衛的な出願はせずに、原則、全てを国外出願する方針をとっています。

知的財産の活用に関しては、E-SKIN技術を中心としたベンチャー企業を設立して事業化する計画です。また、共通基盤技術は広くライセンスを図ります。本プロジェクト関連技術による新産業の創出を目指して、2013年に「フレキシブル医療IT研究会」を設立し、会員数は企業を中心に100を超えるました。異業種間や産官学間の活発な情報交換を通して、技術の方向性と可能性を見極めたいと考えています。



知財マネジメントメンバー



フレキシブル電子回路

(3) 広域大学知的財産アドバイザー派遣事業

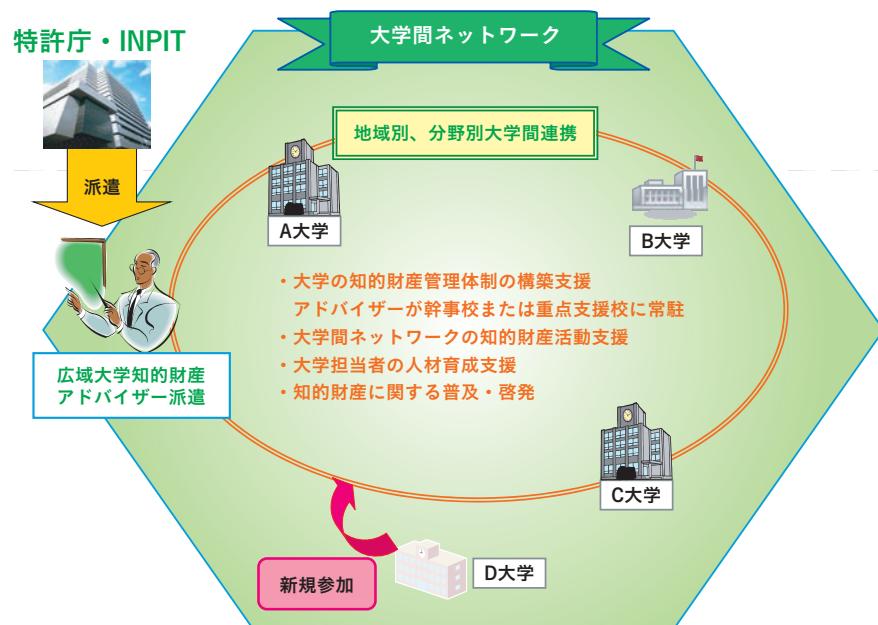
大学が知的財産活動を行うに当たり、まずは、大学組織内に知的財産管理体制を構築することが必要である。特許庁・INPITでは、大学における知的財産管理体制の構築を支援するため、個別の大学にアドバイザーを派遣する事業を2002年度から実施し、2011年3月までの派遣実績は、延べ60大学に上った。

2011年4月からは支援の仕組みを変え、地域や技術分野ごとに形成された複数の大学からなるネットワークに広域大学知的財産ア

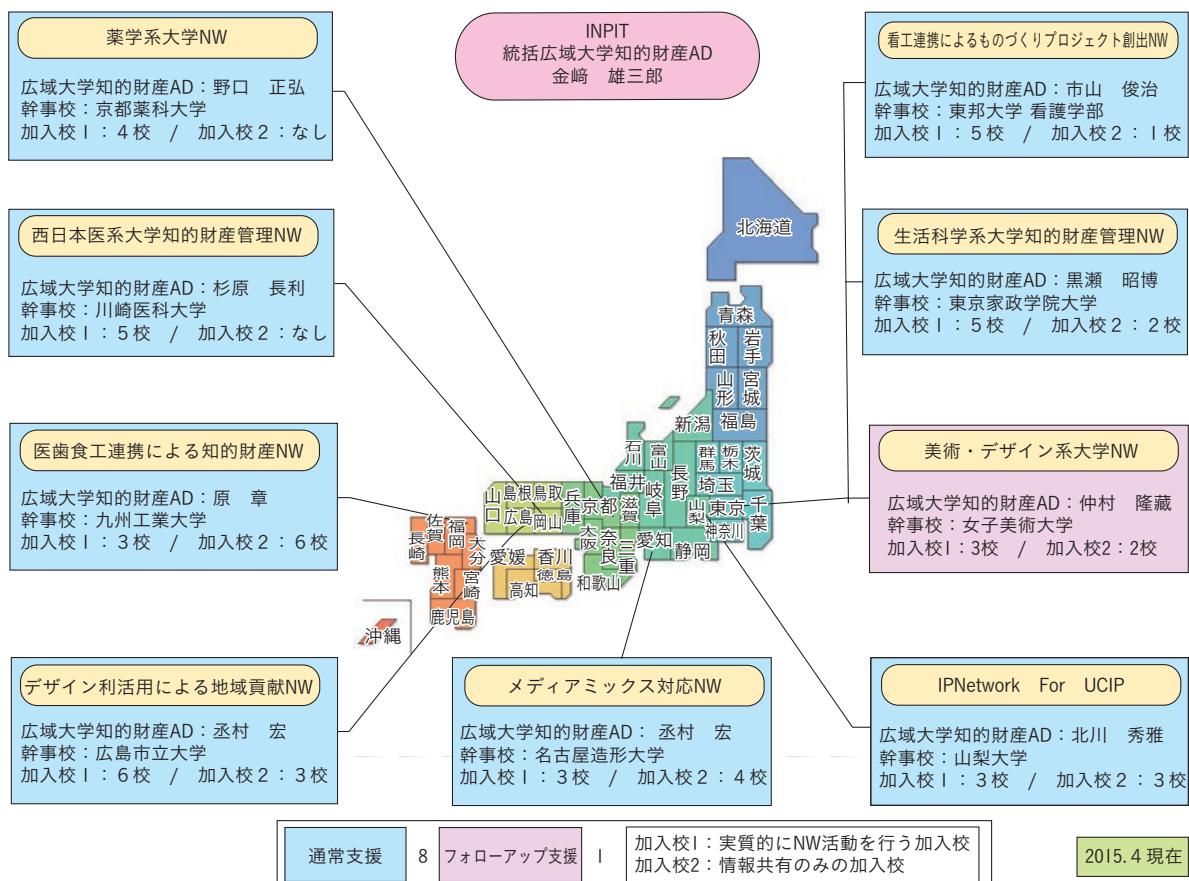
ドバイザーを派遣している。知的財産管理体制の構築・強化等への支援を通じ、ネットワーク内の大学全体における知的財産活動の底上げと、産学連携の裾野の拡大を図っている。2014年度は14ネットワークに広域大学知的財産アドバイザーを派遣し、このネットワークを通じた支援校の数は2015年3月末現在で延べ137校に上る。

2015年4月からは一定の成果をあげ自立的運営に移行した5ネットワークを除く、9ネットワークに引き続き広域大学知的財産アドバイザーを派遣している。

2-6-12図 広域大学知的財産アドバイザー派遣事業の概要



2-6-13図 広域大学知的財産アドバイザー派遣先ネットワーク（2015年度）



Column 23

生活科学系大学知的財産管理ネットワークの知的財産活動

東京家政学院大学 大学事務局教育研究支援グループ 課長 鶴田智也

これまで知的財産を強く意識したことはありませんでしたが、近年の状況から知的財産管理という問題を無視できなくなりました。そこで、被服、食物、デザイン、児童教育、福祉等の生活系分野の教育・研究領域、加えて文学分野などが抱える共通の知財課題の解決に向け、独立行政法人工業所有権情報・研修館（INPIT）に知財支援を仰ぎ、2013年度から東京家政学院大学、相模女子大学、実践女子大学の3大学で生活科学系大学知的財産管理ネットワークを構築し、黒瀬昭博広域大学知的財産アドバイザーの派遣を受けて活動を開始しました。

生活科学系分野の共通の知財課題を集めるべく、他の女子大学にネットワークへの加入を呼びかけ、2014年度には共立女子大学、大妻女子大学、和洋女子大学、目白大学短期大学部がネットワークに加わりました。

教職員は知的財産に関する意識・关心が低く、各大学ともこれまで実質的に特許出願は皆無であったため、知的財産とは何かという基本的な理解を促すことから始めなければなりませんでした。そこで初年度は知財基盤の整備として、知財ポリシーや規程、運用基準の制定、二年目は知的財産活動の実践、啓発活動の徹底、そして最終年は知財管理の自立化へ向けての体制を作り上げるという目標を立てました。

ネットワーク活動としては、各校相互の交流を図りつつ、知財課題の共通認識のために、毎月1回、全大学が出席をするネットワーク連絡会議を、各大学のキャンパスを持ち回りで開催し、毎回活発な議論を通じて知財課題の解決に取り組んでいます。その活動の一環として、特許庁を訪問して特許・意匠・商標の審査の現場の実態を学ぶ研修を実施しました。この研修では、審判廷の見学も行い法曹の最前線を肌で感じることができました。

学内における活動としては、黒瀬アドバイザーの監修による「知財通信」と名付けた知財手引きを毎月、教職員一人ひとりの手元に届くように発行するとともに、知財啓発のために、黒瀬アドバイザーによる知的財産説明会を開催し教職員に対して知的財産の基礎知識を解説しました。さらにいくつかの研究室を訪ね、発明発掘を行い「発明の原石」を磨いていただきました。その結果、ネットワークから特許出願2件、商標登録出願2件を産みだすことができました。

また我々の知財活動が全国的に見てどのような位置付けにあるのかを知るために、「女子大学における知的財産の管理運営等に関するアンケート」を全国の女子大学を対象に実施しました。この回答結果を受け、知財環境を客観的に把握し、今後の学内体制の整備などに活かすべく解析を進めています。

現在、企業、自治体等との共同研究や受託研究において学生が活躍しています。例えば、地場産の野菜や果物を用いた料理レシピの開発、インテリアや空間のデザイン、イラスト等の作成依頼等に学生が真剣に取り組んでいます。このような学生主体の成果は残念ながらこれまで知的財産権と無縁でしたが、今後は権利の確立を目指すと共に学生のアイデアをどのように取り扱っていくのか検討を進めています。

今後は、優れた知的財産権を基礎に、産学連携活動を通じて社会に役立ち、各方面からの期待に大いに応えられる大学となるようさらに努力いたします。

[特許庁審判廷での研修]



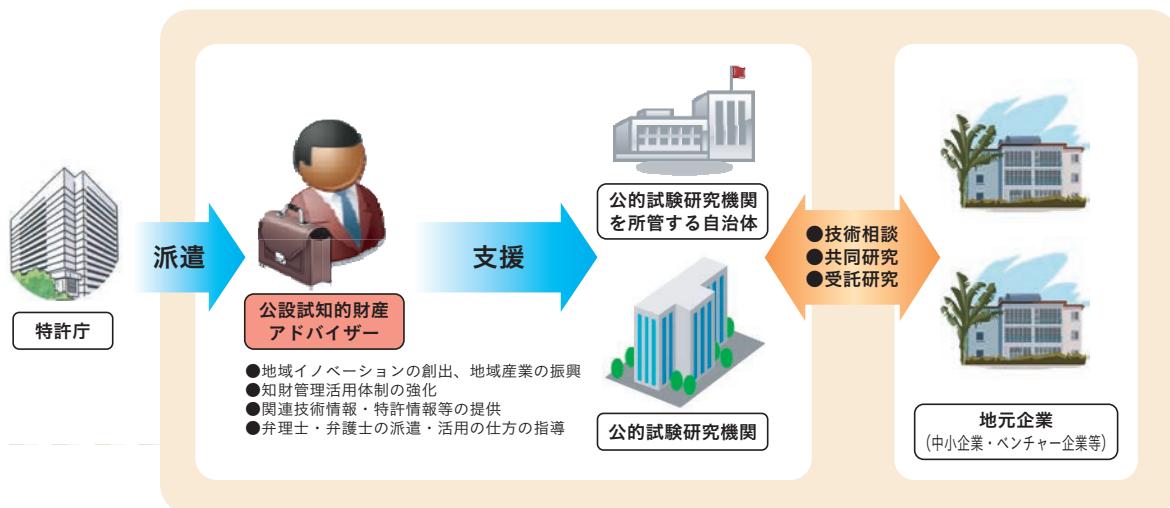
(4) 公設試知的財産アドバイザー派遣事業

特許庁では、2013年度から知的財産に関する専門人材である公設試知的財産アドバイザーを公的試験研究機関に派遣（最長3か年）しており、知的財産管理活用体制の整備を支援することにより、公的試験研究機関

が保有する技術等の地元企業への円滑な移転を促進し、地域における新たな事業分野の開拓及び産業技術の向上等を図っている。

2014年度は、5機関に公設試知的財産アドバイザー6名を派遣した。

2-6-14図 公設試知的財産アドバイザー派遣事業



Case 5

知的財産活用企業 —2015年度知財功労賞受賞企業より その5—

建学以来の伝統である「研究第一」と「門戸開放」の理念を掲げ、世界最高水準の研究・教育を創造する国立大学法人東北大学

国立大学法人東北大学（宮城県）は、法人化後12年目を迎える、「教育」、「研究」に次ぐ第三の使命としての「社会貢献」を、産学連携を通じて推進している。2013年は、国内大学における国内特許出願件数、出願公開件数、特許登録件数で東北大学が1位。必ずしも特許料収入にこだわらず、企業からの共同研究や国等からの競争的資金の獲得のため、知的財産や秘密情報を適切に管理している。

2013年8月には、東北大学総長による「里見ビジョン2013」を公表。七つのビジョンのうちVISION4では、「産業界との連携を深め、イノベーションを創出します」の方針の下、大学の広範な研究を基にした戦略的な「知的財産の形成・活用」を図り、新たな共同研究の形成支援と連携した「知的財産の運用」を図ることを主要施策に掲げている。

産学連携推進本部に設置している知的財産部では、年間400件以上の単独発明や共同発明案件について、知的財産評価部会と知的財産審査委員会において、特許要件から出願の戦略性など多様な観点で評価を実施している。発明の発掘・出願前の評価・権利化及び知的財産の活用に関しては、株式会社東北テクノアーチと連携しており、知的財産を迅速かつ的確に活用するため、同社の技術コーディネーターに一部委託しつつも、知的財産の維持・管理は大学知的財産部が責任を持つなど、効果的に役割分担を行っている。

東北大学では、知的財産部員や技術移転機関の社員の他、研究室や研究拠点の支援業務を行う人材が30名以上配置され、これら知財人材を集めた会合を年4回開催し、法改正情報や知財状況・業務事例の紹介、共通課題の解決のための意見交換等を行うなど、学内外の組織体制を活用することで大学全体の知財力向上を図っている。教職員向けには「知的財産マニュアル」を毎年改訂・配布し、定期的に説明会を開催するとともに、学生向けの知財教科書にも利用している。

地域・社会貢献では、被災地支援・高齢化社会への対応のため、これまで蓄積してきた技術を活用し、非破壊放射能測定システムや放射線測定器、足漕ぎ車椅子などの製品化・販売に貢献。また、「里見ビジョン2013」、「産学官連携ポリシー」、「知的財産ポリシー」の方針の下、「組織的連携」、「技術相談」、「学術指導」の他、「東北大学イノベーションフェア」など、産学連携を促進するための各種フェア・説明会の主催・共催を精力的に行っている。さらに、研究成果や研究リソースの産業界等での活用を促進するため、随時、「研究シーズ集」のweb掲載と冊子の発刊を行っている。2013年度は先進的研究シーズ257件（webは約400件）を掲載し、4,500部を発行・頒布した。

現在、東北大学発の新たな大学知財の管理活用方法「パテント・バスケット」を複数の研究拠点で実施。研究成果のうち基盤技術は大学が費用負担し、応用展開技術は参画企業が費用負担して自由に実施できる仕組み。発明の発掘から権利化、維持・活用まで大学が知的財産を一括管理することで、基盤技術の共有、応用技術の効率的出願など、参画企業にも大きなメリットがある。



足漕ぎ車椅子



連続個別非破壊放射能測定システム

5 知的財産制度の普及啓発活動

①知的財産権制度説明会

特許庁では、知的財産権制度の普及啓発及び制度の円滑な運用を図り、ひいては知的財産権の取得・活用を推進し、産業の活性化を図るため、参加者の知見・経験のレベルに応じた「知的財産権制度説明会（初心者向け・実務者向け）」を全国各地で広く一般に向けて開催している。

「初心者向け説明会」では、知的財産権制度について新規に学びたい方や企業の知的財産部門等での経験の浅い方等の初心者を対象に、産業財産権専門官が知的財産権制度の概要や手続について説明を行った。

また、地域に根ざした説明会とするため、2014年度も引き続き地方自治体や知財総合支援窓口の担当者が地域の知財支援策を紹介するなど、地方自治体との連携を強化した。

「実務者向け説明会」では、知的財産権制度について基礎的な知見・経験を有し、日常

的に知的財産権の業務に携わっている実務者を対象に、特許・意匠・商標の審査基準や審判制度の運用、国際出願の手続など、特許庁の職員等が専門性の高い内容について分野別に説明を行った。

2014年度は特許異議申立て制度の創設等の特許法等の改正に伴い、「法改正説明会」を開催するとともに、講義映像を特許庁ウェブサイト¹に掲載することで、法律改正の目的や内容について周知・説明を行った。

◇ 2014年度実績

初心者向け説明会：全国47都道府県で計55回開催 7,559人が参加

実務者向け説明会：全国23都市で計61回開催 16,510人が参加

法改正説明会：全国14都市で計15回開催 6,011人が参加

2-6-15図 知的財産権制度説明会における講義内容



2-6-16図 2014年度知的財産権制度説明会の写真



1. http://www.jpo.go.jp/torikumi/ibento/ibento2/h26_tokkyo_video.htm

②産業財産権専門官

産業財産権専門官は、中小企業支援に関する総合的な専門家として、中小企業への個別訪問や、中小企業や地方自治体職員等を対象としたセミナーの講師等を通じて、産業財産権制度及び各種支援策に関する普及啓発を行っている。また、個別訪問した中小企業等に対して特許庁及び産業財産権制度に対する意見・要望を伺い、制度改善への提案を行っている。

2014年度は企業活動における知的財産の重要性を広く周知するために、多数の中小企

業経営者が集まる団体や税理士、中小企業診断士等、中小企業と関係の深い専門家、金融機関等に積極的に働きかけ、セミナーの講師を実施した。

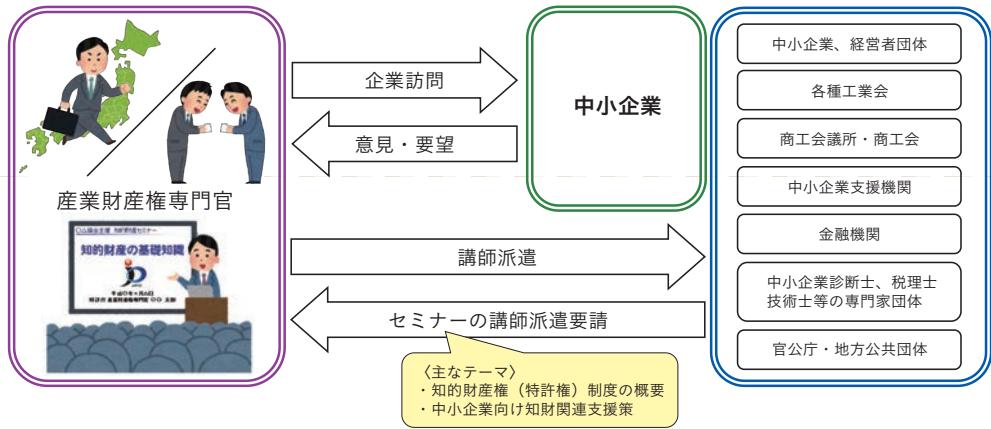
また、特許庁の広報誌「とっきょ¹」に中小企業の個別訪問やセミナーへの講師派遣の活動について掲載し、支援策等のPRを行った。

◇ 2014年度実績

中小企業への個別企業訪問：232回

知的財産セミナー・研修会講師：146回

2-6-17図 産業財産権専門官の業務



2-6-18図 特許庁の広報誌「とっきょ」の紹介ページ

内閣府による特許出願件数	企業訪問	特許出願件数
約27万件	約98.6%	約386万社

内閣府による特許出願件数	企業訪問	セミナー	出張相談会
約27万件	約98.6%	約99.7%	約99.5%
内閣府による特許出願件数	19.4%	25.9%	24.9%
企業訪問	50.8%	34.8%	11.4%
セミナー	36.2%	33.2%	22.6%
出張相談会	37.0%	44.3%	18.6%
その他	56.3%	36.8%	15.7%

1. http://www.jpo.go.jp/torikumi/hiroba/kohoshi_tokkyo_l9.htm

③外国産業財産権制度等に関する相談及び情報提供

国内の中小企業等を対象に、外国が関係する産業財産権侵害及び外国の産業財産権制度についての無料相談を実施している。

また、2014年度は、外国（米国、インドネシア・シンガポール及び中国）の産業財産権制度に関するセミナーを東京、名古屋及び大阪にて開催した。さらに、模倣被害を抱える中小企業が多く所属する特定業種（2014年度は玩具及び食品機械）を対象とした説明会・個別相談会を実施した。

その他、ウェブサイト¹にて各国における産業財産権侵害対策や産業財産権制度に関する情報及び相談事例等を紹介している。



インドネシア・シンガポールセミナー
東京会場の様子

る情報及び相談事例等を紹介している。

◇ 2014年度実績

- ・相談者：外国産業財産権侵害対策に関する内容 166人
外国産業財産権制度に関する内容 639人
- ・セミナー：9会場にて開催
参加者数 1,497人（延べ）
- ・特定業種向け説明会・個別相談会：
2回実施
参加者数 77人（延べ）
個別相談 3社（延べ）



中国セミナー 大阪会場の様子

1. 外国産業財産権侵害対策等支援事業ウェブサイト <http://iprsupport-jpo.go.jp/>

6 企業の海外展開における費用面の支援

①中小企業に対する外国出願支援

経済のグローバル化に伴い、中小企業においても海外進出が進んでいるが、海外市場での販路開拓や模倣被害への対策には、進出先において特許権や商標権等を取得することが重要である。しかし、海外での権利取得には多額の費用がかかり、資力に乏しい中小企業にとって大きな負担となっている。特許庁では2008年度から中小企業の戦略的な外国出願を促進するため、外国への事業展開等を計画している中小企業に対して外国出願にかかる費用の一部を補助している。2014年度からは、従来の地域実施機関としての都道府県等中小企業支援センター¹の他、新たに全国実施機関として独立行政法人日本貿易振興機構（以下、「JETRO」という。）を補助事業者に加え、全ての都道府県の中小企業に対し、支援が可能になった。2014年度は43地域の都道府県等中小企業支援センター及びJETROで実施、540件（対前年度比42%増）を支援した。

なお、2015年度からは、新たに地域団体商標の外国出願について、中小企業のみならず、事業協同組合、商工会、商工会議所、NPO法人を支援対象に拡充して実施する。

〔事業内容〕

○補助率：2分の1以内

○補助額：

1企業に対する上限額：

300万円（複数案件の場合）

案件ごとの上限額：

特許 150万円

実用新案・意匠・商標 60万円

冒認対策商標² 30万円

○補助対象経費：

外国特許庁への出願料、国内・現地代理人費用、翻訳費用等

②中小企業に対する知的財産侵害対策

経済のグローバル化とアジア地域の経済発展に伴い、特にアジア地域において日本企業の商品の模倣品が製造され、世界中で被害が報告されている。模倣品の氾濫は、消費者に対するブランド・イメージの低下や製品の安全性の問題など企業に悪影響をもたらす恐れがあり、対策を講じることが重要である。特許庁では2014年度³から、中小企業の海外での適時適切な権利行使を促進するため、JETROを通じて、海外で取得した特許・商標等の侵害を受けている中小企業に対し、模倣品の製造元や流通経路等を把握するための侵害調査及び調査結果に基づく模倣品業者への警告文作成、行政摘発までを実施し、その費用の一部を助成している。2014年度は11件を支援した。

また、2015年度から新たに、海外で冒認出願され取得された権利等に基づいて中小企業等が知的財産侵害で訴えられた場合の弁護士への相談や訴訟準備・訴訟に係る費用の一部を助成する防衛型侵害対策を実施し、海外での知的財産侵害対策をさらに強化する。

■模倣品の調査、模倣品業者への対策費用に関する支援（模倣品対策支援事業）

〔事業内容〕

○補助率：3分の2

○上限額：400万円

○補助対象経費：

現地侵害調査費、模倣品業者への警告文作成費、行政摘発費用等

1. 中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第7条第1項の規定による指定法人。指定法人は全国60か所で、都道府県及び同法施行令第2条に掲げられている政令市に設置。

2. 冒認対策商標：第三者による抜け駆け出願（冒認出願）の対策を目的とした商標出願。

3. 2005年度から2013年度まで、中小企業庁の中小企業海外展開等支援事業費補助金（中小企業知的財産権保護対策事業）として模倣品に関する侵害調査に係る費用の一部を助成する事業を実施。2014年度からは侵害調査及び調査結果に基づく模倣品業者への警告文作成、行政摘発費用を支援対象に加え、特許庁で実施。

■冒認出願等により現地企業から知的財産侵害で訴えられた場合の対策費用に関する支援(防衛型侵害対策事業) (2015年度新規)
〔事業内容〕

- 補助率: 3分の2
- 上限額: 500万円
- 補助対象経費:
　　海外での係争にかかる費用(損害賠償・和解金を除く)
　　例: 弁理士・弁護士への相談等訴訟前費用、訴訟費用、対抗措置、和解に要する費用 等

③海外における知財活用支援

JETROを通じて、海外への技術流出を防ぎつつ、中堅・中小企業の知的財産を活用した海外でのビジネス展開の促進を支援するための取組を2015年度から開始した。

〔事業内容〕

- ①有望な知的財産を保有する我が国の中堅・中小企業の魅力を技術流出に配慮しながら、海外に多言語で発信。
- ②知的財産に関する海外ニーズ調査や見本市出展等を通じ、ビジネスパートナー候補との商談機会の提供等の支援を実施。
- ③技術流出の予防を目的として、知的財産専門家による助言等を実施。

〔補助率〕

- 有望な知的財産を保有する企業情報を多言語で海外に発信(補助率: 定額)
- 現地専門家による知財ビジネスプランの作成(補助率: 定額)
- 海外ビジネスパートナーへのプレゼンテーション機会の提供(補助率: 3分の1)
- 海外ニーズ調査支援(補助率: 3分の2)
- 海外展示会出展支援(補助率: 3分の1)
- 知的財産専門家による技術流出を予防するための助言(補助率: 定額)

7 地域における支援体制

特許庁では、地域の中小企業・ベンチャー企業等に対し、地方公共団体や地域の中小企業支援機関等と連携を取りながら、知的財産権制度に関する普及啓発や中小企業支援施策の活用促進を図っている。具体的には、各経済産業局等の管轄地域(9か所)ごとに「特許室」を設置し、地域の総合調整機能役として、地域の産業特性等に応じた知的財産支援施策(地域資源を活用した地域ブランド支援、地域の重点産業に焦点を当てた実態調査や集中支援、地元金融機関向けの意識啓発等)の企画・実施を行っている。さらに、2015年度から新たに意欲的な地域による先導的な知財支援の取組を支援するための補助金を創設

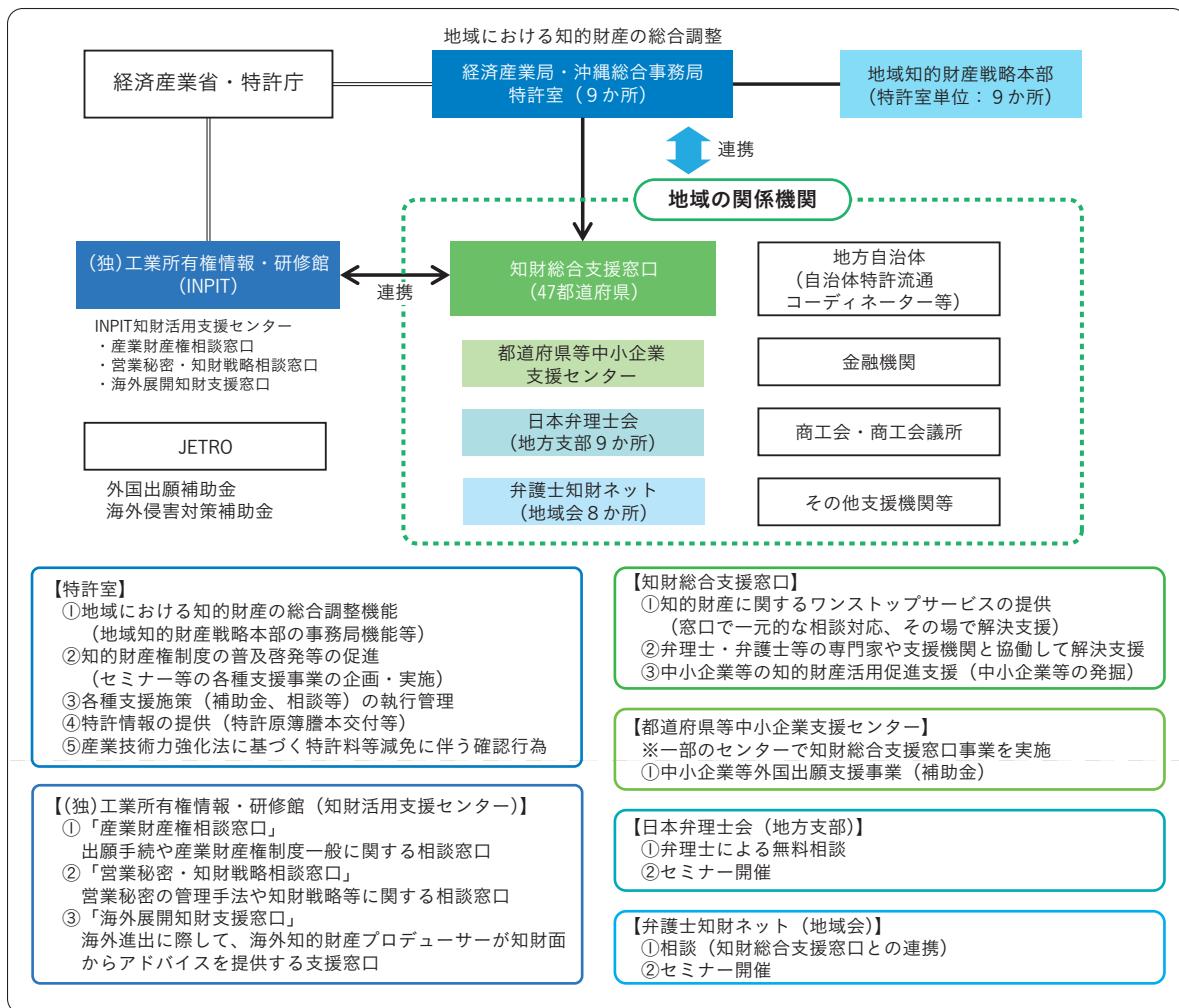
し、地域の知財支援力の向上を図る。

また、各都道府県には知財総合支援窓口¹を設置し、知財支援のワンストップ拠点としている。

加えて、地域における知的財産の普及啓発及び戦略的な知的財産活用を推進する環境整備等を行うため、2005年度に各経済産業局等の管轄地域(9か所)ごとに「地域知的財産戦略本部」を設置した。同本部は、地域の特色やニーズを踏まえた地域知的財産戦略推進計画の策定や、同計画に基づく支援施策の推進、ウェブサイトやメールマガジン等を通じた情報提供・発信を行うなど、地域の知的財産活動支援の旗振り役となっている。

1. 第2部第6章3. (I)参照

2-6-19 図 地域における支援体制



Column 24

「近畿知財戦略推進計画 2014」の策定について

近畿経済産業局特許室

近畿経済産業局は、近畿地域2府5県（福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）を管轄地域としています。古くから政治・文化の中心として栄えてきたこの地域は、首都圏に次ぐ経済規模を持ち、世界をリードする企業群と大学、研究機関の集積や、歴史と伝統に培われた文化などの多彩な地域資源を抱えています。また、進取の気風に富み、これまでに多数の新商品・新サービスが創出されていることも知られています。

知財活動を通してこの近畿地域をさらに元気にしていくため、近畿経済産業局は、2005年に「近畿知財戦略本部」を設置しました。錚々たる有識者の方々をメンバーとし、「近畿知財戦略推進計画」の策定と実行により、地域の中小企業等による知的財産の権利取得・活用を精力的に支援してきたところです。

前回2010年の計画策定から4年が経ち、市場や知的財産をめぐる状況も大きく変わってきたことから、2014年に新たに「近畿知財戦略推進計画 2014」を策定しました。

計画の策定にあたっては、アンケート調査やヒアリングにより企業の状況を分析し、ニーズや課題に応じた取組を検討しました。ここではその際に用いた分析の一つを紹介します。

下図のグラフをご覧ください。横軸には企業活動の状況、縦軸には知的財産への取組の状況をとり、企業をその回答に応じてA～Dの4つのタイプに分類しました。

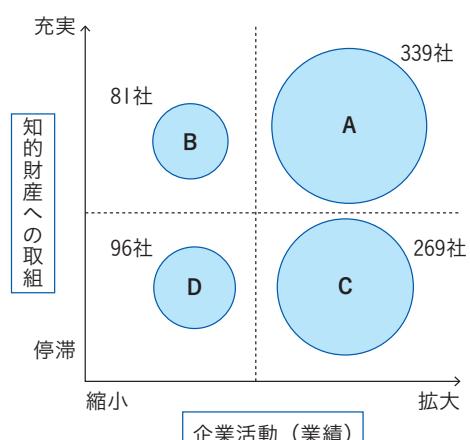
各タイプの特徴と支援の方向性は下記のようになります。

Aタイプ 知的財産を有効に活用して業績を伸ばしており、知財活用のモデルとなる企業。その経験を地域の企業に伝え広めていくことが期待されます。各企業における個別の課題（海外展開など）への支援が必要です。

Bタイプ 知的財産への取組が充実しているが、業績が思わしくない企業。知的財産を経営や事業戦略の中でうまく活用し成果につなげていくため、知識向上や知財活用の機会提供が必要です。

Cタイプ 業績は堅調であるが、知的財産への関心が薄く取組が十分でない企業。知的財産の活用によりさらなる飛躍が期待されるため、知財活用への「気付き」を提供することが必要です。

Dタイプ 知的財産に対する取組が弱く、業績も思わしくない企業。知財活用を企業活性化のきっかけとすることが望まれます。



このような企業のタイプに合わせ、きめ細かい支援メニューを検討して取り組んでいくことが、有効な支援につながるものと考えています。

近畿知財戦略推進計画 2014 の詳細はこちら

http://www.kansai.meti.go.jp/2tokkyo/04kip-net/about_kip-net.html

Column 25

TOHOKU デザイン創造・活用支援事業

東北経済産業局特許室

背景・目的

東北地域においては、高い技術や確かな品質を備えた商材を提供する企業等は多数存在するものの、デザイン等による商材の区別化・高付加価値化を意識し、実践できている企業等は希少です。

しかしながら、商材の魅力をより強く内外に発信するためには、モノの形状やパッケージ等におけるデザインの創造・活用が非常に有効です。また、創造されたデザイン等を知的財産として認識し、権利として保護することも、デザインを活用していく上で重要です。

そこで、デザインの創造・活用による東北地域の商材の販売促進・ブランド化を図るとともに、デザインの創造・保護・活用に対する意識啓発、制度普及を図ることを目的とした「TOHOKU デザイン創造・活用支援事業」を実施しました。

実施状況

①デザインを活用しようとする、以下の品目を扱う東北管内の食品製造業の中小企業を公募により募集し、支援企業を10社選定

《対象品目》水産・農産・畜産加工品、麺類、調味料類、菓子類、飲料

②全国のデザイナーに東北地域の10商品のためのパッケージデザインを募集

【応募作品（デザイン）の条件】

- ・実用化・商品化を前提としたデザインであること
- ・商品の販売促進やブランド化に寄与することを目的としたデザインであること
- ・ヒアリングシートに記載された参加企業等の要望に配慮したデザインであること

③全国から応募のあった623点の作品を著名なデザイナー5名、出展企業担当者、東北経済産業局事業担当者で審査を行い、270点（最優秀賞1点、優秀賞10点、学生優秀賞5点、審査員賞6点、ノミネート28点、入選221点）を選定

④東北地域におけるデザイン等に対する意識を啓発し、デザイン等の創造・保護・活用の促進と制度普及を図るとともに、関係者のネットワーク構築を図ることを目的とした「TOHOKU×デザイン」フォーラム2014及び受賞作品制作へのデザイン展表彰式を開催

⑤仙台市内（東京エレクトロンホール宮城）及び東京（東京ミッドタウン）にて最優秀賞以下270点を展示了「おいしい東北パッケージデザイン展2014」を開催

⑥最優秀賞及び優秀賞受賞デザインの商品実用化に向けてデザイナーを随行して企業へ訪問し、フォローアップを実施

⑦商品実用化に向けてデザイナーによる微修正及びデザイナーとの契約後に商品化



既存商品



受賞作品(最優秀賞)



実用化商品

8 その他の多様な支援

①知的財産を活用した融資の促進に向けた活動

知的財産を活用した融資の実現は、知的財産に関心の薄い中小企業に対する知的財産への取組意識を高め、知的財産の裾野の拡大につながるものである。中小企業からは、特許等の知的財産を金融機関に評価してもらい、資金調達につなげたいとの期待がある。他方で、金融機関は中小企業の技術等に対し、適切に評価できる“目利き人材”がおらず、これが実現していない。

そのため、知的財産を活用したビジネスの市場性等を第三者の専門家が評価すること等を通じて、金融機関の中小企業向け融資に直結させる取組を2014年度から試行的に開始

した。具体的には「知財ビジネス評価書作成支援（評価機関による無料作成）」と「知的財産経営報告書作成支援（専門家の派遣による報告書作成）」を試行的に開始し、51件を支援した。

2014年度に「知財ビジネス評価書作成支援（評価機関による無料作成）」に取り組んだ金融機関は22行で、全国的広がりを見せており、そのうち半数以上の13行が地方銀行・第二地方銀行であった。

その結果を踏まえ、2015年度からは、知財ビジネス評価書作成支援等に加え、知財融資マニュアルの作成、知財金融シンポジウムの開催等を通じて、知的財産と金融をつなぐ取組を本格的に展開する。

2-6-20図 知財ビジネス評価書に取り組んだ金融機関（2014年度）



②特許情報の有効活用のための支援

特許情報を積極的に事業戦略に活用することで企業の発展のためにはとても重要である。

しかし、特許情報を分析し、事業戦略に活用するためには、専門的知識や資金的な負担が大きく、先行技術調査等の特許情報分析にかかる公的支援へのニーズは21.9%と高い。

そこで、特許庁は、中小企業の知的財産活動における「研究開発」、「出願」及び「審査請求」の各段階のニーズに応じた包括的な特許情報分析を支援し、中小企業における特許情報の有効活用を推進するための取組を2015年度から実施する。

〔事業内容〕

(1) 包括的な特許情報分析

①研究開発段階

効果的な研究開発を促進するため、新分野

への進出、新製品の開発を目指す中小企業等の研究開発戦略の作成を支援。

②出願段階

強い権利の取得や権利化可能性の向上を図るため、中小企業等におけるオープン・クローズ戦略の策定等、出願戦略の策定を支援。

③審査請求段階

無駄な審査請求の回避による知財活動費用の削減のため、公開特許文献等の調査を通じ、中小企業等の権利取得判断を支援。

(2) 中小企業の負担

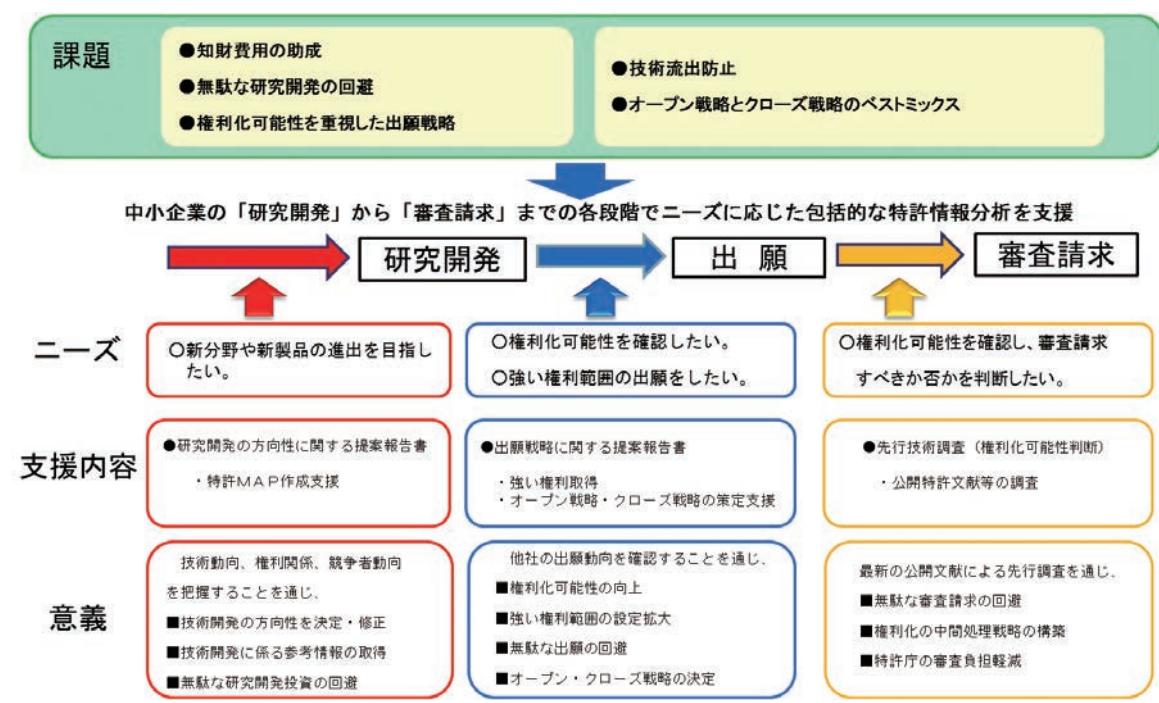
①研究開発段階・②出願段階]

利用料は無料。

③審査請求段階]

利用に際して、一部負担料金あり。

2-6-21図 事業イメージ



9 企業と特許庁の意見交換を通じた取組

特許庁では、今後の知的財産権制度や審査施策等に対するニーズを具体的に把握とともに、ユーザにとって戦略的な知的財産活動に資する各種情報を提供するため、個別企業や業界団体との意見交換会を毎年開催している。意見交換会は、大企業から中小企業まで、企業の経営者層から知的財産担当者層までと多岐にわたるユーザと実施している。

(1) 意見交換会の背景と経緯

企業と特許庁の意見交換会は1976年から約40年近く続いている。方針や具体的な内容は時代に応じた形で実施されてきたが、知的財産戦略大綱¹（2002年7月3日）において、「企業の知財活動においてグローバル競争に対する戦略的な対応が急務であり、特許等の権利取得活動においても経営戦略の観点から価値の高いものを目指すよう企業に早急な対応を促すこと」とされてからは、企業の権利取得活動に関するデータの提供や、知的財産戦略の高度化に資する各種施策の説明など、意見交換会の内容についても充実を図ってきた。

昨今、IT技術の進展による情報の流通加速化等を背景に、新興国企業による急速なキャッチアップが進んでおり、我が国企業は熾烈な国際競争にさらされている。このような状況では、自社事業防衛のために、単に各國に多数の特許を出願して権利化するような従来型の知的財産マネジメントでは競争力の維持が困難な状況になってきている。そのため、例えば、グローバル市場における有力企業は、新規参入分野における知的財産ポートフォリオ構築のための他社からの知的財産導入、自社の強み技術を知的財産権又はノウハウとして囲い込んだ上で、その強みを最大限活かすための標準戦略やそれらの知的財産活用、ビジネスモデルを起点とした知的財産権全体を用いた差別化や参入障壁構築等の様々な知的財産マネジメントを行うことによって、競争力の維持を図っている。こうした背景のもと、各企業は、自社の知的財産活動がその

ような戦略的知財活動・権利化活動に応えるものとなっているか、また、どのような知的財産戦略を立案していくか検討する必要性がますます高まっている。企業と特許庁との意見交換会は、その検討の重要な契機ともなっており、企業等の知的財産戦略の推進に関する調査研究報告書²によると、特許庁との意見交換会が、「自社の出願・審査請求行動を見直すきっかけとなった」、「自社の知財戦略のあり方について考える機会となった」とする企業の声が報告されている。また、当該調査報告書に回答した企業の9割以上が特許庁との意見交換会について、機会があればまた実施したいと回答している。

(2) 2014年度の意見交換会の実績

2014年度は、特許庁の施策や審査のあり方等に関するご意見・ご要望や知的財産活動の現場で生じている課題を直接伺うため、企業の経営者層や知的財産担当者と意見交換会を実施した。特許庁長官、特許技監、及び各審査・審判・審査業務部による2014年度の意見交換会の回数は、延べ430回程度となった。

(3) 2014年度の意見交換会の内容

意見交換では、知的財産政策に関する各種取組を説明するとともに、特に企業の経営者層からは、事業戦略・技術開発戦略と知財戦略の連携、ビジネスモデルと知的財産の関係（オープン・クローズ戦略等）の具体的な考え方、グローバル化に伴う知財マネジメントの課題等、多岐にわたる意見・ニーズを伺った。

また、現在のユーザーニーズに合う知財制

1. <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki/kettei/020703taikou.html>

2. 「平成22年度特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書 企業等の知的財産戦略の推進に関する調査研究報告書」
http://www.jpo.go.jp/shiryou/toushin/chousha/pdf/zaisanken/2010_18.pdf

度の検討のため、例えば、新興国における権利化で直面している問題点、特許・意匠・商標審査の質、審判制度（例えば、特許異議の申し立て制度の具体的運用）等に対する意見・ニーズをできるだけ具体的に収集した。あわせて、企業における戦略的な知的財産活動に資するべく、知的財産活動分析の参考となる企業の出願状況や特許取得状況等の統計データを提供するとともに、「世界最速・最高品質」の審査を実現するために策定・公表した「特許審査に関する品質ポリシー」や、2015年1月にリリースされた中韓文献翻訳・検索システム、事業戦略対応まとめ審査、企業のグローバル活動に有益なPCT出願・特許審査ハイウェイ（PPH）等の施策・制度の紹介も行った。

（4）商工会議所との意見交換について

地域・中小企業における知的財産活動の実態と支援施策の利用状況、必要とされている支援施策を把握・検討すべく、地域の商工業者・中小企業を代表する商工会議所との意見交換を実施している。

日本商工会議所は、2014年3月に科学技術・知財専門委員会を新たに設置した。同年12月には、同委員会と東京商工会議所が開催する知的財産戦略委員会の合同会議が開催され、商工会議所と特許庁長官との意見交換を実施した。この意見交換では、特許庁の中小企業支援施策や制度改正に向けた検討状況を説明するとともに、地域の中小企業が直面している知的財産に関する課題、産業財産権制度や支援施策に関する中小企業からの要望等について議論を行った。

2015年も地域・中小企業の意見・要望の把握に努めるため、引き続き商工会議所との連携を進めていく。